

第423回（定例）福崎町議会会議録

平成21年6月24日（水）
午前9時30分 開 会

1.平成21年6月24日、第423回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.出席議員 15名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和（退席）
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	16番	宇崎壽幸
8番	広岡史郎		

1.欠席議員

15番 高井國年

1.事務局より出席した職員

主 査 吉高美鈴 主 査 澤田和也

1.説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1.議事日程

第 1 一般質問

1.本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1.開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に高井議員、中塚議会事務局長が欠席という届けが出ておりますので報告しておきます。

日程第1 一般質問

議長 それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

次、3番目の通告者は、難波靖通君であります。

1 インフルエンザ対策について

2 水防について

以上、難波議員どうぞ。

難波靖通議員 皆さんおはようございます。議席番号7番の難波靖通です。通告順に従いまして一般質問をいたします。今回の質問につきましては、議長から紹介がございましたように、インフルエンザ、水防、この2点についてお尋ねをしたいと思っております。通告は、インフルエンザ、水防、この順になっておりますが、お聞きするのは水防、インフルエンザ、この順でお聞きをしたいと思っておりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

それでは、1点目の水防についてお尋ねをしたいと思っております。

過日、21日の日曜日には、役場の皆さん方には水防の訓練に出させていただき、実践を見せていただきました。指揮命令、また作業も非常にスムーズに進行されておりまして、できれば一番よかったのではないかと思います。あつてはならないことではあります、一朝有事の際には、研修を十分に生かしていただき、災害を最小限に食い止めていただくことをお願い申し上げておきたいと思っております。

ことしは梅雨に入りましても、なかなか梅雨らしい天候が続かず、雨が少ない日が続いております。九州地域では学校のプールをどうするかとか、また四国においては早明浦ダムの水が3割程度しかなく、給水制限等が行われておると、こういったことも報道されておるわけでありまして。幸いにして、21日の日曜日から少し梅雨らしい雨が降ってきております。農家の方々もため池の水がないといったことを私どもの地域でもお聞きをしておったんですが、少し一服したのではないかなと喜んでおられるような状況ではないかなと思っております。

しかし、この反動として、梅雨明けから秋にかけて集中豪雨であるとか、台風、そういったものの襲来によりまして、水害が発生する、がけ崩れが発生すると、こういった危険はあるわけでありまして。したがって、「転ばぬ先の杖」といいますか、「備えあれば憂いなし」という言葉もございまして、こういった意味から少し当町の水防についての取り組みをお尋ねしたいと思っております。

水防法によって福崎町の水防計画が策定されております。平成20年度の水防計画に基づいてお尋ねすることになると思っておりますが、21年度の水防計画の策定について、まずどのような状況かお尋ねしたいと思っております。

まちづくり課長 21年度の水防計画の策定につきましては、6月8日に水防協議会を開催しまして、案についてチェックをいただいております。現在、県の方に書類を回しまして、今、チェックを受け、調整をしている段階でございます。

水防計画書が固まりましたら皆さんに配付をしたいと思っております。

難波靖通議員 よろしく願いをしておきたいと思っております。

20年度の水防計画に基づいて質問をするわけでありまして、既に改正をされておる点もあろうかと思っておりますが、よろしくお聞かせしたいと思います。

まず、水防の組織でございますが、これを見ますと、水防本部長、副本部長、指揮官、そして各班が5つほどございます。そして、水防本部長直轄から水防団というものがあるわけですが、過日の実践訓練を見ますと、本部長から水防団、この場合は消防団であろうと思うんですが、直接水防本部長から書類において命令をされておるといった状況をお見受けしたわけでありまして。その水防団と、

そして各班の中に水防班というものがございます。そこに水防要員（消防団）というものがあられるわけですね。この水防団と水防班の水防要員と消防団との関係と申しますか、職務分担と申しますか、私は、水防要員については消防団と書いてありますが、本部要員のことかなと思ったりもするんですが、その辺の職務分担がきっちりと、私の頭の中に入らないので、説明をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 水防計画書に水防本部の組織ということで、お示しをしております。今お尋ねの水防班については、水防本部に属しております水防団の事務局ともなっております。消防要員につきましては、水防団員に入ります。この水防要員、いわゆる本部要員ですが、主として町の職員が携わっているものでございます。

難波靖通議員 消防団となっておるが、職員の本部要員ということではないわけですね。非常にややこしいので、水防団、これを見ますと、水防本部長は町長、副本部長は副町長、教育長、技監、会計管理者ということも書いてあるわけですね。だから、水防団については消防団、そして水防要員については、消防団本部要員というようなことを明確に書いておかれる方がいいのではないかと。

それと、指揮官というものがございますね。これも、裏の付表の方では指揮官も載っておるんですが、括弧書きで各役職名も書いてあるわけですから、指揮官についても総務課長であるとか、住民生活課長であるとかいうようなところまで、書いておかれる方がより親切ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 今のご意見を参考に、もう少し見やすい形のものにしていきたく思っております。

難波靖通議員 よろしくお願ひしたいと思います。

それと、1ページの組織と付表がありますね、31ページを見ますと、各人員が配置された状況でつくられておるわけでありまして、これについても、同じような情報連絡係から、現地指揮班まで、そういった状況で書いていただく方がいいのかなと。これからいきますと、庶務班の上から情報連絡班が出ておるように見受けられるんですね、同じ序列であるように、組織表の、本文の方ではそのような状況になっておるんですが、これには何か意図するところがあるのかどうか。

まちづくり課長 31ページと1ページの組織図の関係でございまして、31ページにつきましては、レイアウトのA4というスペースでありまして、レイアウトの関係上から、これまでこういう形にしているものでございまして、ほかの意図はございません。

難波靖通議員 これについても、できるだけわかりやすい、見やすいような状況に変えていただく方がいいのではないかなと思ひます。

それと、県の水防本部からの水防指令の発令等のひな形がございまして。こういったものについては、県の方からはどのような状況で入ってくるのか、あて先は水防本部長の町長あてになるのか、どのような状況か、水防指令の発令の状況についてお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 水防の発令でございまして、県の水防本部ですが、県下における水防を総括するため、知事を本部長として、その事務局を県道整備部が行っております。水防指令、第1号から第3号、また解除は水防本部から各土木事務所と、県下の市町へフェニックス防災システムを通じて通知されます。また、土木事務所からも重ねてファクスの連絡がございまして。

難波靖通議員 ここ最近5年間でそういった指令等が実際に発せられたような件数等があるのかどうか。あれば大体何件なのかお尋ねをしたいと思います。

まちづくり課長 この水防指令とか、水防警報については、毎年通知がございまして、件数については、今手元に資料等がございまして、この場ではちょっとわかりません。

難波靖通議員 それと、神戸海洋気象台より水防活動に関する注意及び警報の発表があると、

このようになっておるんですが、これについては、ひな形等もないようですが、この情報については、どのような伝達で入ってくるのか。これによると、神戸海洋気象台が防災企画課、これは県だと思っんですが、防災企画課へ入って、県の水防本部長に入って、これは先ほど知事ということでした、そして中播県民局長から福崎町の水防管理者に入ってくるという流れのようですが、具体的なひな形等もないようですが、どのような内容が入ってくるのかお尋ねします。

まちづくり課長 緊急を要する気象情報については、県の防災対策課から県下市町へ衛星ファクス、兵庫衛星通信ネットワークシステムを通じて、情報伝達がされます。

また、フェニックス防災システム、兵庫県災害対策総合情報ネットワークシステムからも同じ情報が入ってきます。

難波靖通議員 そうしますと、いろんなところから二重、三重に情報は入ってくるということで、情報の漏れはないというような状況だと理解していいわけですね。

そういった情報が入ってきますと、町としては、職員や地域の住民の方々に情報を提供し、そして水防活動に入る、こういった状況になるかと思うんですが、職員や地域への伝達方法は、今どのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 職員の伝達につきましては、携帯電話もしくは自宅への電話連絡となります。地域住民への情報伝達は、主に防災無線を通じて発信をしているところでございます。

難波靖通議員 正確な情報が住民や職員の皆さん方に伝達されることをお願いしておきたいと思っます。

それと、通信の件でお尋ねしたいと思うんですが、第1次通信としては、一般電話の非常取り扱いという文言があるわけですね。これはどういった内容のものか、N T Tとの特別な協定をされて、情報が、特に非常時の場合は優先して活用できるという内容のものかなと思うんですが、説明を求めたいと思っます。

まちづくり課長 災害時における災害通信連絡については、災害対策基本法に基づき、町長は電気通信設備を優先的に使用することができるということになっております。福崎町役場につきましては、優先的に連絡がきる回線を持っております。非常時にはその回線を用いて連絡等をとるということになります。

難波靖通議員 回線は1回線ですか。回線数がわかれば。

まちづくり課長 2回線程度あると思っます。

難波靖通議員 電話については、2回線が特別に使用できると、このようでございます。それと、第2次通信として、電報の非常取り扱いという記載をされておるんですが、これについても説明をお願いしたいと思っます。

まちづくり課長 これも先ほどの一般電話と同様ですが、災害により、N T T等の公衆通信回線が不通となった場合、利用が困難になるといったことで、同様の電報の取り扱いということで、先ほど申しました内容と同じような形になるかと思っます。

難波靖通議員 N T T以外にも専用通信施設の使用というものが記載をされております。警察とか、J R西日本とか、関西電力、こういったところの通信システムが使用できると、こういったことであろうかと思っます。

これについては、そういった業者との協定等も必要ではないかなと思うんですが、協定については、どのような状況かお尋ねします。

まちづくり課長 協定につきましては、兵庫県におきましても、法律に基づいてその使用、例えば警察、J R、関西電力等の回線ができるということになっておりますので、県においても協定はしてないということでありまして、福崎町においても協定はしておりません。法に基づいて利用させてもらうということになっております。

難波靖通議員 この計画書には協定云々というのがたしか入っておったと思うんですが。知事

及び水防管理者はあらかじめ下記の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要ある場合は施設の使用につきというような文言がございますね、協定しとなっておりますんですが、協定しなくてもいいのかどうか。

まちづくり課長 先ほど申しましたとおりでございます。例えば、福崎警察、関西電力におきましても、福崎町の防災会議の委員となっておりますし、根拠法令も十分認識されていると思っております。特に、今現在では協定もしくは契約といったことを要さないということになっております。水防計画書には協定という文言は残しておりますが、実態としてそのような形であります。

難波靖通議員 そうしますと、特に県も町も協定をしていない。しかし、水防協議会の委員でもあるし、その辺はよく承知をされておるといえることですか、これはそうしますと、JR西日本とか、関西電力とか、警察は入っておられると思うんですが、その辺も協議会の委員になっておられるんですか。

まちづくり課長 JRについてはメンバーではありませんが、その他については協議会のメンバーでございます。

難波靖通議員 関西電力についても、ちょうどこれからの水防の時期ですので、そういったことは特にお願いをしておいていただきたいと思っております。そうしますと、県とのやりとり等については、この情報班が主にやるのか、その辺、県とのやりとり等については、どのような担当者と決めておられるのか、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 先ほど申されましたとおりでございます。情報連絡班が県への連絡の担当に当たります。

難波靖通議員 それじゃあ、次、通信関係は終わりました、水防設備の整備面について少しお尋ねをしたいと思います。

備蓄庫については、例規集の7,021ページに福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例というものがございますね。これについては、1条、2条、3条と、場所等について定められておるわけですが、そういった中で、3条に防災備蓄庫の管理について必要な事項は別に定めるということになっておるんですが、特に定めがないような状況のようでございますが、今後、こういったものについて定めをされる、そういう意思があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 ただいま、難波議員さんの条例の件ですけれども、必要な事項は別に定めとなっておりますが、防災倉庫については、防災計画書の中で、備蓄備品については、管理をしているということで、特別に必要な事項は定めていないという形になります。

難波靖通議員 私は管理規定はきちっと定めて管理をしていくということが必要ではないかなと思います。監査委員の指摘にもありましたように、点検に行ったときエンジンがかからないとかいうような場合もあったようであります。また、在庫の確認もいつするのか、そして点検はいつするのか、賞味期限のあるやつは入れかえをどうするんだとか、そういったことをきちっと決められて、管理をしないと、担当者に防災倉庫見とけよと、管理しとけよという感じでは、ちょっと難しいんじゃないかなと思うんですね。その点について、再度お願いしたいと思います。

住民生活課長 前に、監査委員さんの方から発電機がかからないということでご指摘があったから、点検はその都度行って、台帳に点検記録を記入しております。そして、資材等についても管理台帳に基づいて、補充すれば、台帳を修正、また点検、賞味期限がある分については、早目に必要なところで、防災訓練等に使っていただいて、その残りは補充という形をとっております。

難波靖通議員 水防計画に機材等は記入をしておるといえることですが、それについて少しお尋ねしたいと思います。

この中で、ベンチが15、大貫にありますよということになってるんですね。今持っておられますか。ベンチになってますね。これは、私はベンチの間違いではないかなと、そら休憩するのにベンチをかうて置いておられるのかと思ったりもしたんですが、そこのところをお尋ねしたい。

住民生活課長 今、難波議員さんご指摘の資材等のところにベンチと書いてありますが、これにつきましては、間違いで、ベンチ15本です。

難波靖通議員 これについては、また計画書の方、21年度で訂正しといてくださいね。まちづくり課長、頼みます。

それと、私は備中とか、斧とか、むしろとか、シート、シートはあったのかな、あと丸太や竹や、必要ではないかなと思うんですが、それは提案だけしておきますので、あと必要なものをまた準備をいただく、こういったことが必要ではないかなと、よろしく検討をお願いしたいと思います。

それと、これを転用を認めるというような文言があるんですね。7ページの8の口で、器具資材というところで、A、資材中腐敗・損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにすると、これは逆ではないかなと思うんですね。腐敗損傷のあるものは更新し、そして、更新した旧の資材で活用できるものは他に転用するという、転用して後補充するという文言じゃなしに、更新をして古いものは、他に流用する、転用するという意識でないといかんのではないかなと思うんですが、いかがですか。

住民生活課長 今、水防設備の整備の中に、器具資材のところで転用とうたわれておりますが、当然、古く、使えないものは点検し、買いかえるという形をとっております。それで、古いもので、まだ使えるものがあれば、転用ということで、ほかで使う場合もあるということで理解をお願いしたいと思います。

難波靖通議員 そういった、文言の訂正についても、検討していただいて、まだ協議中で訂正できるのであれば、その点についても検討をお願いしておきたいなと思います。転用を先にして、新しいものを補充するというのは、逆だと思うんですね。更新をして、そして古いものを活用するという考え方でないと、まずいのではないかなと思います。

それと、量水標は4カ所設置をしておるとなっておるんですが、県河川のみに今設置をされております。そういった中で、平田川に設置されている量水標を見ますと、文字がはげておって見にくい。これを夜間でも、そういったものの際まで行かなくても、遠くから危険がない状態で確認できるような格好にしてあげないと、管理される方も大変だなというような気もします。他のところについては、私もよく見ておりませんが、近くの平田川のものを見ますと、そういう感じがいたしました。取りかえについては、どのようなお考えかお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 量水標につきましては、経年劣化で損傷しているのも事実であります。その状況が著しい場合につきましては、更新等について検討したいと思っております。

難波靖通議員 平田川の量水標と、防災カメラとの間、橋が一つ違うんですが、200メートル余りぐらいの距離になっておまして、できれば防災カメラのところに量水標を取りつける、そうしますと、カメラを作動させることによって、こちらの遠隔地からでも平田川の水位がどうかというのがわかるのではないかなと思うんですが、簡単に量水標は移動できるものか、できないものか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

まちづくり課長 河川の監視カメラにつきましては、現場に行かずとも、おおむねの水位が確認することができることに意義があらうと思います。量水標を映し出すことまでは、

ズーム機能がありませんので、そういうことはできませんが、そういったことで
量水標を移設しても、そういった監視カメラに映し出すということではできません
ので、今の現状でお願いしたいと思っております。

難波靖通議員 先ほども申し上げましたように、量水標は県河川に今設置をされております。
町河川について設置の計画があるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 町河川については、断面的にも小さく、幅、また深さ等についても、現場の目
視で十分確認もできますので、今現在では量水標の設置は考えておりません。

難波靖通議員 風速計ですね、水防管理者は区域内に適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じ
て風速計を設けるということになっておりますが、雨量計については3カ所です
か、設置をされておるようですが、風速計がないように思うんですが、設置につ
いての考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 庁舎等には設置しておりませんが、中播消防署が地域気象観測所、いわゆるア
メダス観測所であることから、そこからのデータ収集が可能でありますので、今
のところ、設置は考えておりません。

難波靖通議員 それと、ため池の管理者は各区長さん方だと思うんですが、点検をするという
ような文言になってございます。点検については、どのような実施をされておる
のかどうかお尋ねしたいと思います。

産業課長 福崎町のため池につきましては、ため池の保全に関する要綱によりまして、貯
水量1万立方メートル以上のため池を防災ため池として53カ所指定をしており
ます。

毎年6月には、豊かな村を災害から守る月間として、ため池管理者に対しまして
ため池のパトロール、点検をお願いしているところでございます。

警戒を要するため池につきましては報告をいただいているところでございます。

難波靖通議員 本年も実施をされたのか、まだ6月中ですので、まだのところもあろうかと思
うんですが、どのような状況ですか。

産業課長 町の集落の点検という意味でしょうか。

区長様方はされております。警戒を要するため池につきましては、報告をいた
だいております。

難波靖通議員 町も、特に水防団等との防災のパトロール等を実施されておるのではないかと
思うんですが、町のパトロール等はやっておられますか。

産業課長 町の方におきましても点検を行っております。本年度につきましては、6月4
日に実施をさせていただいております。

難波靖通議員 パトロール等についても十分やっていただいて、漏水等の早期発見によって、
大きな被害にならないようお願いをしたいと思います。

聞くところによると、長池も何か漏水をしておるというようなことをお聞きし
ております。あれは、西光寺の管理か、姫路市の管理かどうかわかりませんが、
そのようなこともお聞きをしております。

かなり土砂が流れておるようでして、そこにユンボでまた土砂を入れて、復旧
工事をやっておるようです。

それと、計画書の中に、水防工法を入れていただいたらよいのではというよう
な気がいたします。特に、シート張りはがけ崩れであるとか、漏水であるとか、
土のう積みはこうであるとかいうようなことを書いていただければ、ありがたい
と。それを見て、工法をすぐに実施できると思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 水防計画書に添付する方向で検討いたします。

難波靖通議員 せんだつての水防の実践研修の中で、しがらみと、土のう積みとやられたんで
すが、あともう1工法ぐらいを加えて、シート張りか何かぐらいを、ちょうど向

こうはがけになっておりますので、シート張り等をやっていたら、もう少し活用の範囲がふえるのかなと思うんですが、どんなものでしょうね。

まちづくり課長 内部の関係課や消防団と協議したいと思います。

難波靖通議員 それと輸送経路図というのがございます。これについて輸送経路図を作成しておくという、そういった文言があるんですが、経路図等については、実際に作成をされておるのかどうか。なければいけないで結構です。

まちづくり課長 輸送経路につきましては、町内の国道、県道、1級町道が当たると思います。特別なものはつくっておりませんが、防災マップ等に表示して、緊急の際に対応したいと思っております。

難波靖通議員 一朝有事のことでございますので、なかなか計画どおりいかないのが実情かと思えます。しかし、スムーズにいくためには、日ごろの点検であるとか、訓練であるとか、そういったことが必要ではないかなと思います。

今後の防災の工事等についてお尋ねしたいと思うんですが、特に山津波のおそれのある谷筋とか、警戒ため池であるとか、山腹の崩壊であるとか、そういったものがたくさん記載をされておるわけでありまして。そういった中で、財政も大変厳しいときであります。特に町として、災害の防止を図るために工事をやるんだというようなところがあるのかなのか、どのようなものがあるのかお尋ねしたいと思えます。

まちづくり課長 防災関係でございますが、今、砂防で大きな工事を県の方でしていただいております。田口で1カ所、西治で1カ所やっております。引き続き、危険な箇所について十分調査をしていただいて、継続的に進めていただきたいという思いであります。

また、河川につきましても、土砂のしゅんせつ等をしていただいて、河川断面を広げるといったこと、また近年内水の関係で、浸水が起こっております。そういったことで、河川ではないんですが、水路関係では上井郷水路、老朽箇所があり、改修の必要性が高いということで、関係の水路管理者ともよく協議をして進めていきたいと思っております。

難波靖通議員 危険ため池については、工事が進められておるように思うんですが、その後、21年度についての工事申請等が出てきておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

産業課長 警戒を要する危険ため池ということでございますけれど、昨年度、高橋の尾池が完了いたしまして、1件減の4カ所となっておりますけれども、新たに申請するということは、今のところ出てきておりません。

難波靖通議員 できるだけ危険な箇所については、財政的にも非常に厳しいと思いますが、工事等を進めていただいて、安心・安全な町を目指していただきたいと思えます。

それと、避難勧告についてお尋ねしたいと思います。

中播県民局長または水防管理者が指示することになっていると思うんですが、避難後の費用等については、特に個人負担であるとか、町負担であるとか、県負担であるとか、いろいろあると思うんですが、その費用についてはどのような状況になっておりますか。

総務課長 自助とか、共助の部分は出てくると思いますが、水防法第41条によりまして、水防に要する費用は町が負担することとなっております。

難波靖通議員 大体、41条によって費用は町負担と、このような状況で、個人的に避難した場合は、当然個人が負担すべきだと思いますが、町から危ないからここへ避難しなさいよということになると町負担と、こういったことであろうと思えます。水防につきましては、以上で終わりたいと思えます。

次、インフルエンザについてお尋ねしたいと思います。

今回、多くの議員もインフルエンザについて質問を予定されております。関心の深さがうかがわれるわけでありまして。メキシコを中心に海外で発生した新型インフルエンザは、今や世界94カ国で発生をしておるようでございまして、感染者が65万人を超えたと、死者についても11カ国で231人出ていると、このような報道もされております。鳥インフルエンザよりも多くの死者が出ているというのが実情のようでございます。日本でも、兵庫、大阪を中心に今600名ぐらいになっておられるんですかね、感染者が発生をしていると。これから南半球で感染者が増加し、この秋から冬にかけて、変異したインフルエンザが北半球で発生が予想されていると。

インフルエンザの歴史については1900年ごろから数回の世界的な大流行が知られておるようです。中でも、1918年に始まったスペインインフルエンザでは、当時インフルエンザによる死者数は全世界で2,000万人とも、4,000万人とも言われておるようです。日本でも約40万人が死亡されたと推定をされています。その後、1957年にはアジアインフルエンザが、1968年に香港インフルエンザが世界的に大流行しております。こういった大流行に備えて、当町の対策についてお尋ねしたいと思います。

特に、新型インフルエンザの対策のマニュアルについては、作成をされておるのかどうかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 福崎町独自の対策マニュアルというものは、今はまだ作成はしておりません。

今後、国、県の動向を見ながら関係機関と調整して作成したいと考えております。

難波靖通議員 豚・鳥インフルエンザと普通の風邪との違いですか、死者が出る、普通のインフルエンザでも今1年間に1万人ぐらい亡くなられておるというようなことも聞くわけですが、インフルエンザではなしに、インフルエンザから肺炎になって、亡くなっておられるという方が多いようですが、新しいインフルエンザと風邪との違いについてはどのようなお考えを持っておられますか。

健康福祉課長 風邪とインフルエンザの違いということでございますけども、一般的に風邪と呼んでおりますのは、病原微生物によって起きます呼吸器の感染を一括しまして風邪症候群としております。一般的には、風邪は通常の感冒と言いますが、風邪症候群全体で病気の方で分類しますと、インフルエンザ、普通感冒、急性気管支炎等に分けられると思います。

難波靖通議員 インフルエンザの予防には、予防接種を受けるとか、また手洗い、うがい、こういったものを励行するとか、湿度の保持、マスクの着用、こういったことがいろいろ言われておるわけでありまして、新しい豚インフルエンザの予防接種等については、ワクチン等はできておるのでしょうか。

健康福祉課長 この新型インフルエンザのワクチンにつきましては、今厚生労働省の方で検討されております。新聞報道では、7月の中ごろから製造にかかるというような情報を聞いております。

難波靖通議員 特に、役場の窓口等は、不特定多数の方が来られるわけでありまして、多くの保菌者も来られるということも心配せざるを得ない状況ではないかなと思います。

また、デイサービスであるとか、そういった福祉施設についても、高齢者をはじめ、多くの方が来られるというような状況で、そういった予防策というのは、十分とっておく必要があると思うんです。特に、手洗いのアルコール等については、十分なる確保をされておるのかどうか、すぐに入ってくるのかどうか、どのような状況になっておるのかお尋ねしたいと思います。

総務課長 消毒液についてでございますが、現在町全体といたしまして344本注文をい

たしまして、95本が入っている状況でございます。

難波靖通議員 ということはなかなか入りにくい状況にあると理解していいわけですね。

総務課長 入りにくい状況ではございますが、今のところ、各施設では間に合っておりまして、施設において不足しているという状況ではございません。少しずつではありますが、順次入ってきているという状況でございます。

難波靖通議員 職場でうがいをするとかいうようなことで、職場へのうがい薬等については支給をされておりますか。

総務課長 学校関係はまた別でございますが、その他の公共施設については、うがい薬というのは、配置しておりません。

難波靖通議員 今回、特に若い方々が感染をされておるわけですね。学校関係ではそういった取り組みについてはどのような状況かお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 消毒液につきましては、配布をさせていただいて、備えつけております。また、健康管理上、ふだんからうがいなり、手洗いの励行そのものについては子どもたちに指導徹底をしているところでございます。

難波靖通議員 新型インフルエンザの対策本部、名称は合っているかどうかわかりませんが、副町長がトップになって、対策本部なるものができておったように思うんですが、ないんですか、あるんですか。町長ですか。町長、町としてのそういう対策全体について、どのようなお考えかお尋ねしたいと思います。

町長 新しいということでもありますから、なかなか情報そのものが町はもちろんのこと、国でさえも、世界でさえも確立していないという状況でありますから、私どもはそうした世界の動向、国、県の動向をしっかりと踏まえつつ、町はそういう情報をしっかりと取得しながら、私たち自身が研修だとか、注意義務というんでしょうか、そういうことに配慮しながら頑張っていかなければと思っていますところでございます。

難波靖通議員 あと、湿度が大切であるということで加湿器の設置等も非常に効果があると言われておるんですが、特に老人ホーム等で加湿器等について設置を考えておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 老人ホームについては、今のところ考えておりませんが、また検討したいと思えます。

難波靖通議員 せんだっての総務文教常任委員会の際にマスクの報告があったと思うんですが、1,900購入をされて、1,000を職場へ使って、900は在庫だったかなと思うんですが、その後、こういったマスクの確保について、私もマスクを買いに行ったら、もうどこもなかったんですね。これも非常に入りにくい状況であったと思うんですが、その後、そういったマスク等の確保についてどのような対応をされておるのかお尋ねしたいと思います。

総務課長 現在、マスクの確保の状況でございますが、トータルといたしまして6,000枚を発注しております。そして、手に入りましたのが2,200枚でございます。1,000枚につきましては、窓口対応の職員に配布いたしました。現在、町にありますのは、1,200枚という状況になっております。

難波靖通議員 これも6,000枚発注して2,200枚が入ってきたということにして、非常にこれも入りにくい状況かなと思うんです。これから当分の間はインフルエンザは発生しないと思うんですが、秋から来年の春先にかけての時期ですね、マスク業者の状況がテレビで放映されておりましたが、もう大変だと、24時間操業でやってるんだというようなことを言われておりました。そのマスクについても、マスクの生地ですか、それはどのようなものを今入手されておるんですか。

健康福祉課長 保健センターの方では、抗体性のFFマスク、サージカルマスクといたしまして、

非常に殺菌の防護できるマスクを購入しております。

難波靖通議員 マスクも綿製ではだめなようです。不織布性のマスクでないと、織っていないマスクでないといかんと。綿を織っておるとそのすき間から入ってくるという、せきをすれば飛んでいくとか、つばも出ていくというようなことですので、できればそういったマスクの材質についても検討をお願いしておきたいなと思います。

先ほどインフルエンザのワクチンの話が少し出たんですが、生産されて、秋前にワクチンが出回ると、町としては、今までの鳥インフルエンザ等のように、対応は同じ対応をされるのか、また私もわかりませんが、鳥と豚と両方ワクチンを打たんといかんのかどうか、その辺、情報があれば教えていただきたいというように思います。

健康福祉課長 鳥インフルエンザ、また新型インフルエンザ、双方のワクチンをつくる予定と聞いておりますが、詳しい情報はまだ全くわかりません。

難波靖通議員 医療機関等についても、従来どおり町内の医療機関で打っていただけるのか、その辺の医師会等との情報はあるのでしょうか。

健康福祉課長 ワクチンを打つ医療機関ということでございますけども、これについても、まだ不明でございます。どれぐらいワクチンが入荷できるのか、一般の医療機関で入荷できるのかというところまではまだわかっておりません。

難波靖通議員 新しいワクチンを開発中だということですが、その薬害というんですか、それについてもまだまだ不透明な部分が多いと思うんですが、その辺の情報はまだないと思うんですが、あればお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長 副作用ということになると思いますけれども、まだ情報も入っておりませんので、詳しい情報はわかりません。

議長 ただいま難波靖通君の一般質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

なお、私が私用のために、休憩後は松岡副議長が議長を務めます。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

副議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その前に吉識議員が公務のため退席していますことを報告します。

それでは、難波議員の一般質問を続けてまいります。

難波靖通議員 それでは、一般質問を続けてまいりたいと思います。

インフルエンザにかかった場合の対応についてお尋ねしたいと思います。

福崎町でインフルエンザにかかった場合、発熱外来というんですか、そういったものを受け入れられる医療機関は、あるのでしょうか。

健康福祉課長 町内に発熱外来医療機関はということでございますけども、これは現在、混乱を避けるためにこの機関名については公表されておりません。恐らく町内にはないと思います。

難波靖通議員 そうしますと、公表されていないという状況で、ないのではないかと、こういってございまして、とりあえず、かかるのは町内の一般病院に診察を受けるというような手順でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 まず、感染が疑われる方につきましては、発熱相談センター、これは福崎の保

健所にございますけども、まずそこへ連絡をしていただくということで、そのときに症状とか、渡航歴とか、そういった方、感染された方への接触はあるのかというようなことを聞き取りいたしまして、必要であれば、そういった外来の医療機関を紹介するという形になっておりまして、それ以外の方については一般の医療機関での受診ということになります。

難波靖通議員 福崎町内で症状が出た場合はいいんですが、出張先でそういった症状になった場合、出張先で診てもらおうと、当然そういったことになろうと思うんですが、その場合、入院であるとか、自宅で、軽症の場合は自宅へ帰ってくるというようなことにもなるかと思うんですが、その辺の取り扱い等については、きっちり決まったものがあるんでしょうか。

健康福祉課長 決まったものはないかと思えますけども、出張先、恐らく国内での出張先での発症ということになりますと、出張先の役所、または保健所の方へ電話で相談をしていただく、または住所地の保健所、福崎の保健所でも結構ですし、そこへ電話していただければ、対応はできるかと思えます。

難波靖通議員 出張先で、これは新型インフルエンザだということで、軽症の場合は自宅ですね、そうしますと、東京へ出張しておって、東京でそういった症状になったという場合、東京から帰ってきて、自宅まで帰ってくるというような、これは入院する状況ではないと、自宅でおいなさいと、そういう指示があった場合、そういう公共交通機関を利用する間に、菌をばらまきながら帰ってくるというような状況になろうかと思うんですが、そのような対応については、特に決められたものがあるのかどうか、どこかホテルで監禁されるとか、どうですか。

健康福祉課長 出張先での発症ということになりますと、そこで感染症の指定病院に受診なり入院ということになりますけども、医師の判断によると思えます。恐らく入院ということになる、軽度であれば自宅待機ということになるんですけども、その辺は医師の判断になるかと思えます。

難波靖通議員 そういった症状、感染した場合、治療薬についてはタミフルと言われておるんですが、これについては、いろいろと異常状態が発生するというようなことがあるんですね。そういったことから、使用制限があるように思うんですが、使用についての制限ですか、特に若い方については、使用制限があるという、その制限について特にお尋ねしたいと思えます。

健康福祉課長 タミフルの副作用でございますけども、その副作用というものは、新聞等でも報道はされております。10代の方に多いというようなことではございますけども、今現在では若年者については、一般的に保護者によく理解をさせていただいてタミフルを投与するということになっております。

難波靖通議員 2日間ほどは一人にしないとか、いろいろ言われておるんですが、そういった症状が出ない、タミフル以外の薬というようなものがございますか。

健康福祉課長 インフルエンザ治療薬としましては、タミフルのほかにリレンザといいまして、吸入型のものもございます。

難波靖通議員 それについても何か異常症状が出ると言われていると思うんですが、その辺はどうですか。

健康福祉課長 リレンザの副作用ということでございますけども、嘔吐、下痢、腹痛等があるとされております。

難波靖通議員 感染者が出た場合、学校については、休校、学級閉鎖とか、学校全体を休むとか、そういったことが出てこようかと思うんですが、そのような取り扱いについて、マニュアル等はあるんでしょうか。

学校教育課長 県の教育委員会の方から患者発生時の臨時休校等の基準が示されております。

その場合、感染者の発生状況や感染経路、濃厚接触者等の状況を踏まえ、学校医や保健所との相談の上、県教育委員会と協議をして決定するという事で、学級閉鎖の場合、クラス内で新型インフルエンザの感染者が複数名発生した場合、また新型インフルエンザの疑いのある患者が10%から15%に達したとき。学年閉鎖につきましては、学年内に複数クラスが学級閉鎖になったとき。学校閉鎖につきましては、複数学年において新型インフルエンザの感染者が急速に増加するなど、学校内において新型インフルエンザが蔓延するおそれがある場合と判断される時。こういう取り扱い基準によって決定していきたいと考えております。

難波靖通議員 そういった取り扱いに基づいて処置をお願いしたいと思います。

そういった中で、保護者への通知が、今回も防災無線で通知があったわけですが、もう一部の方は、学校に行っておったり、また通学の途中であったりというようなことが発生をしております。防災無線以外にそういった保護者への通知、生徒への通知等についてはどのような通知方法を考えておられるんですか。

学校教育課長 今回の臨時休校の措置につきましては、早朝、急に国の方の方針が示された関係もありまして、急遽臨時休校措置をとったという状況でございましたけれども、防災無線、それと保護者の連絡網を活用して周知徹底を現在のところ、図る方向で考えております。

難波靖通議員 個人情報の問題であって、なかなか緊急時の電話連絡もままならないというような状況もあるというようなこともお聞きをしております。できるだけスムーズな情報が伝達できるようにお願いをしておきたいと思っております。

それと、学校に体温計ですね、今も保健室等にはあろうかと思いますが、体温計を各クラスに一つずつ配布するようなことも必要ではないかなと思うんですが、いかがですか。

学校教育課長 今言われましたように、体温計につきましては、保健室、また職員室等に備えております。また、学級の発熱の児童の状況等によっては、保健室等からの貸し出しの数も備えておりますので、状況に応じて各クラスには体温計の配備ができるような体制になっております。

難波靖通議員 それと役場の職員が新型インフルエンザに感染した場合についての取り扱い等は特に決められておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

総務課長 特に文書で決めたものはございませんが、職員が感染した場合には、まず住民さんと同様に、発熱相談センターに相談していただくと、そしてその指示に従っていただくと。当然、業務については休んでいただくということかと思っております。

難波靖通議員 役場については、デイサービスを一時的に閉鎖するとか、そういった考えはないんでしょうか。

総務課長 役場業務については、休業にはできないと思っております。職員へは、インフルエンザ予防の周知徹底を図りますとともに、役所としては最低限の機能は持つような体制をとって、業務は続けることになると思っております。

難波靖通議員 最後の質問をしたいと思うんですが、先ほども申し上げましたように、高齢者がインフルエンザに感染しますと、インフルエンザで死亡されるのではなく、肺炎を併発して亡くなるというケースがほとんどだと理解しておるんですが、肺炎の予防接種もあるようですね。それについて、一応研究していただいて、そういった予防接種の導入をお願いしたいと思うんですが、いかがなもんですか。

健康福祉課長 肺炎の予防接種ということでございますが、肺炎の予防接種も大切なこととは思いますが、他の疾患に対しての予防接種も多数ございます。高齢者だけでなく、乳幼児、また青年期の世代に必要な予防接種もございます。その辺、国、県の基準や方針を見ながら、今後の検討課題として、考えていきたいと思っております。

難波靖通議員 水防にしても、インフルエンザにいたしましても、人命にかかわる問題でございます。町長を筆頭に職員の皆さん方に対応をお願いいたしまして、安全・安心な町になるように、努力をお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副 議 長 以上で、難波靖通君の一般質問を終わります。
次、4番目の通告者は志水正幸君であります。

- 1 町長の政治姿勢について
 - 2 児童の健全な育成について
 - 3 渋滞道路の解消について
 - 4 新型インフルエンザについて
- 以上、志水議員どうぞ。

志水正幸議員 議席番号6番 志水正幸でございます。議長の許可を得て、初めての一般質問をさせていただきます。

通告4項目について質問いたします。

まず、1項目は、町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

全国の自治体は、世界同時不況によって、景気が大きく後退し、税収は大幅に減っております。にもかかわらず、一方では行政ニーズの多様化により、行政サービスが増大しております。したがって、これらの行政需要にこたえるために、その歳入不足を補うことから、地方債の増発や基金を取り崩すなど、相当な努力がなされております。このような厳しい時期が今後も続くものと思われませんが、こんなときこそ、福崎町の将来を見据えた、安定した町行政の運営が求められると思います。

4期目の半ばを迎えられた嶋田町長の今までの総括と、今後の財政事情の悪い中で、町長の基本理念である「活力にあふれ風格のある住みよい町」をどのように実現されるのかお尋ねいたします。

また、精力的に進められております下水道事業の早期完成や、重要文化財である三木家の改修工事、さらには山崎断層を真下に抱える福崎町として、学校施設を初め、多くの公共施設等の耐震工事などは町民の安心と安全を確保するための行政課題が山積いたしております。したがって、限られた財源をいかにして有効に活用するのか、もちろん、総事業の点検とか、あるいは経費の削減などは当然のことではありますが、このような状況であるがゆえに拡充すべき事業もたくさんあるものと思います。これからは本当に必要な事業かどうか、また不要な事務、見直すべき事務でないのか、そういった選択と集中がこれからの施策を行うためには極めて重要であると思っております。

いずれにいたしましても、今後は経験したことのないような厳しい行政運営をせざるを得ない時期が来てまいります。従来の前例踏襲型の事務執行ではなくて、民間の経営戦略を意識した行政運営が求められると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

町 長 志水議員が心配されておるとおりでございます。私もそういう共通認識を持っているわけでございます。少ない財源で住民サービスをできるだけ低下させることなく、むしろ向上させながら健全財政をどのようにして維持していくかというのは最大の課題でございますので、そうした点につきましては、町職員の知恵と力を絞り、議員の皆様方の知恵もかりながら町政運営に当たってまいりたいと考えているわけでございます。

ちなみに、私の政治姿勢が問われているわけでありませうけれども、私の政治姿勢は憲法を暮らしの中に生かすということに尽きるかと思っているわけございま

す。憲法は、いろいろ原則がありますが、その基本はいのち・くらし・人権を守るといふことであろうかと思っておりますので、そうした事柄には努力をしまいたいと思っております。ですから、住民サービス、そして健全財政、このバランスをどうとるかということが一番の知恵の出どころというところでございまして、住民の方々の知恵をかりつつ、議員の皆さんとも相談しながら、運営に当たってまいりたいと考えておるわけでございます。

最後の方に、民間活力の導入ということを問われております。もちろん、こういったことも視野に入れなければなりません、民間活力がすべてかということ、なかなかそうにはなっていないということなのであります。ちなみに、歴史的なことを若干申し述べますと、1929年にウォール街が大暴落を起こすことになるわけですが、そこは民間活力ではなしに、国家資本主義を活用しながら、いわゆるケインズの理論でもって乗り切ったという経緯がありますから、それが今ちょうどアメリカの大きな自動車会社が、もう民間ではやっていけなくなって、公的な資金で救済をするということまで起きているわけですから、民が必ずしもいいのかということになりますと、民にも一定の疑問がある。最近になりますと、郵政の民営化でも、総理大臣さえもあのときは反対だったんだと言わなければならないような事情がまいておまして、きょうの新聞を見ますと、骨太の方針も大きく内容を変えるということで、新聞の記事によりますと、骨太の方針の終焉かという記事までも載せている新聞もあるようでございまして、したがって、私が申し述べましたように、憲法を暮らしの中に生かしていくために民営的な手法が必要というのなら、それは取り入れたらよろしいし、それがかえって住民のサービスを阻害するということであるなら、それは公的な方向で考えなければならない、ケース・バイ・ケースと考えております。

なお、地方自治体及び県、国の財政が大きく圧迫いたしましたのは、私の感覚では小泉内閣の三位一体の改革にその罪悪があるのではないかという認識を持っているわけでありまして。地方交付税は減らず、補助金は減らず、税源は地方に移譲するというふうに三位一体を述べましたけれども、結果としては地方の財政が疲弊する、地方がさんざん過疎化していく、そういう方向には役立ったけれども、それ以外にどれほどの効果があったのかというふうに見てみますと、それは大変なことではなかったかと。それが今の状況を示しているのではないかという認識を持っております。

志水正幸議員 今後の財政運営につきましては、全国のほとんどの自治体が財政危機であると言っても過言ではないと思っております。今、町長が言われていました憲法の暮らしの中で、命と暮らし、あるいは人権を守る、もっともなことだと思っております。ただ、財政状況が今後さらに厳しくなるということも事実でございますから、非常に景気が後退して、税収も減ってまいります。一方では、生活保護費や児童手当などの扶助費が、これは増加する一方でございますから、当然、歳入不足に陥ることになります。特に、新聞等で、自動車産業で有名な愛知県の豊田市、あるいはホンダの工場がある三重県の鈴鹿市など、法人市民税に至っては、豊田市は96%減、鈴鹿市は73%減、これら企業城下町の急速な財政の悪化は想像以上に厳しいものでございます。

本町においても例外でなく、第二の夕張市にならないためにも、行政改革は避けられない喫緊の重要な課題であろうと思っておりますが、先ほど町長の言にありましたように、民間活力を有効に活用すると言っても、民でもいい面ばかりじゃない、もちろんそうだと思いますが、私は民でできる分については民間活力を生かしていただくという考え方も大事じゃないかなという考え方でおります。

したがって、実効性のある行財政運営に転換するためには、民間の経営理念を導入するとか、あるいはマネジメント能力を醸成させるとか、そういったことが今後求められるんじゃないかと思います。いずれにいたしましても、ぜひ将来、福崎町の財政がより一層健全化を図られることを強く求めておきたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、平成19年6月に公布された財政健全化法でございますが、この法律は役場の普通会計だけでなく、特別会計、企業会計、第三セクター等を連結して財政の健全化に取り組むことになってございます。その中の基準の一つであります実質公債費比率でございますが、早期健全化基準、俗に言われておりますイエローカード基準でございますが、基準の上では25%、福崎町の19年度は16.7%でございますから、基準以下でございますが、本当にこれで安心してよいものかどうか。本町はこれからも下水整備事業などで地方債の発行が増加しますから、公債費比率というものは当然上昇してくるものと思います。どのように考えておられるのか、その点、お尋ねいたします。

町長 詳しくは担当課でお答えいたしますが、総括的に私の考え方を述べておきたいと思います。

今、さまざまな都市の法人税が急速に悪化したということは、そのとおりだと思います。しかし、これにはそれなりの理由と装置があるわけでありまして、その装置そのものを多面的に、総合的に理解をしてかからないととんでもない方向に行くのではないかと考えております。

その一つは、この間、消費税が導入をされたわけですが、消費税の導入をされた総額は約200兆円を超えていると言われております。消費税そのものは、庶民に大きな圧迫となります。可処分所得の中が大きければ大きいほど被害が少ないわけですが、ほとんど生活費に頼っている人は消費しなければなりませんから、可処分所得の大部分を占めるということでありまして、その消費税の200兆円を庶民からはなるほど集めました。しかし、それは福祉を充実させるんだ、社会保障を充実させるんだという口実で導入されたわけですが、一向に社会福祉は向上せず、むしろ今は保険税が高くなるは、医療費の窓口は高くなるわというて、全然それには使われなかった。どこに使われたかということが問題ですが、それは税金の学者の間では定説になっておりますが、大企業減税に回したということなんです。今まで高い税率で法人税を集めておりましたけれども、税率を下げたんです。ですから、法人税が下がったという一つの理由には、もちろん経営の悪化によって下がったというのは、今のものであります。長期的に、しかもなおこれからずっと続くであろう庶民いじめの最大の原因は、軍事費の増大と、法人税の引き下げと、大企業奉仕によってこれが起こっていると、この認識をしっかりと私は持ってかかなければいけないのではないかと、このような認識を持っております。

企画財政課長 実質公債費比率の今後の見込みということかと思いますが、実質公債費比率に影響を及ぼします大きな要因としましては、本町の場合、下水道事業の公債費、それから一部事務組合の公債費、一般会計の公債費でございます。これらの今後の推移を考えてみますと、まず、下水道事業の公債費のうち、この実質公債費比率の対象となりますものは、総務省が地方財政上必要と認めます一般会計からの繰出金に該当するもの、それからそれ以外の公債費につきましては、下水道使用料では賄えない部分が対象となってまいります。今後、下水道使用料が公債費に幾ら充当できるようになっていくかということによるわけですが、この見込みは、ちょっと難しいんですが、ご指摘のように、公債費の総額は上昇してまいりますので、一般会計が負担すべき下水道事業への負担分、これは相当増加

していくと見込まれます。

一方、一部事務組合の公債費の負担分につきましては、中播衛生では平成22年に基幹改良を検討しておりますけれども、現有施設の公債費は平成22年度で償還が完了いたします。また、くれさか環境事務組合の公債費も平成22年度で当初の施設整備分は完了をいたしまして、残りますのは、平成16年、17年に行いました基幹改良分、これが平成27年度まで続いてまいります、負担額は相当減少していくと見込んでおります。

一般会計につきましては、地方債の発行を抑制しながらの事業執行を現在行っておりますので、現状の公債費の水準で推移すると見込みますと、中期的にはこの実質公債費比率としましては、大きくは上昇しないと見込んでおります。

志水正幸議員 将来的にも実質公債費比率が余り上昇しないという見解のようでございますが、当然これは借金に相当する部分でございますので、できるだけ計画的に、一方ではいろんな投資事業が、ますます整備が必要になってまいりますから、そこらのあたりをしっかりと、よく見きわめていただいて、必要な発行程度におさめていただきたいと思っております。

それから、先ほど町長の方から消費税の話がございましたが、ちょっとここで消費税の議論をする時間的な余裕はございませんが、当然、少子・高齢化がどんどん進んでまいりますと、福祉的な経費も相当かかるのも事実でございますので、生活費そのものには、免税を加えるなどして、もう少ししっかりとした目的税としての消費税の措置をとるとか、何かそのあたりが必要ではないかなど、今お聞きして感じているところでございます。

次に、もう1点、財政関係で、経常収支比率のことでお伺いいたしますが、平成11年、福崎町では72.6から毎年経常収支比率が上がっておりまして、19年度の決算では86まで上がっております。何が言いたいかといいますと、この経常収支比率が上がりますと、あと100%の差額、いわゆる自主的な事業に相当すべき予算が組めないと。したがって、教育費とか、あるいは福祉の扶助費、そういった義務的な経費が膨らんで、新規事業に充てる予算が少なくなるとか、そういうことにもなりかねませんから、よく言われています財政の弾力性が低下すると思っております。今後、この経常収支比率はどのように評価をされているのか、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

町長 私の政治姿勢という観点で、大きく柱を立てておられますので、私の政治姿勢からまずお伝えをして、その後、企画財政課長に答えさせます。

先ほど申しましたように、地方の財政が大きく圧迫されてまいりましたのは、小泉内閣の三位一体の改革であります。きのうの神戸新聞の森元首相の新聞記事を見ましても、地方交付税改革では5兆円を下げたために、地方は大変疲弊したと。森元首相自身が認めておられる。そういう記事がきのう神戸新聞に載っておりましたけれども、こんなむちゃくちゃをしたことで、地方財政が一番苦しんでいるわけでありますから、本来の地方交付税の制度にきちっと戻すべき、これが憲法の趣旨を生かすということに通ずるわけであります。

そしてもう一つは、補助金の問題であります。今、国民健康保険税がこんなに苦しくなっておりますのは、国が本来約束いたしました療養給付費、40%をきちっと保障するということを言い、あと5%については特交で処理をすると約束をしているにもかかわらず、今町へおりてきているのは38%ほどなんですね。8%も国保税の関係で、国の財政を減らされますと、地方はどんなに頑張っても、それはうまくいくはずがないんです。ですから、三位一体の改革を三位一体のもとにまで戻せば、地方の財政というのは、うまくいく、うまくいくのをやりとも

ないために四つの指標を提案してまいりまして、地方の財政がいかにも苦しいであろうという指標を提示しておりますから、こういうやり方をきちっと改めて、三位一体の改革のその前まで戻すということが地方財政を健全化させる最大の今の急務だと、私は思っております。

企画財政課長 この経常収支比率につきましては、歳入の経常一般財源に占める歳出経常経費に充当しました一般財源の割合になります。非常に上昇してきているわけですが、この要因といたしましては、先ほどから町長の答弁にございます三位一体の改革、これによって普通交付税の総額が大きく減額をされております。これはつまり先ほど申しました分母となるべき歳入の一般財源が減少したということでございます。

それからもう1点は、実質公債費比率の算定の中で、下水道事業など、公営企業会計への公債費に対する繰り出し基準、これがかなり厳格にされてまいりました。この繰り出し基準に該当する繰り出し分が相当大きくなってまいりまして、この繰り出し分につきましては、歳出の経常経費となります。

こういったことで、経常収支比率の算定上、分子の増加要因となっておると、この2点が非常に大きな要因かと思っております。

ご指摘のように、経常収支比率が高くなりますと、投資的な事業ですとか、独自の事業に使える一般財源が少ないということで、非常に厳しい財政運営となっているのが現状でございます。

参考に、平成19年度決算における経常収支比率で、全国市町村の平均を申し上げますと、92.0%という状況でございます。全国的に同様の傾向が出ております。全国的な非常に厳しい地方財政の状況を反映している数値かと思えます。

しかしながら、現在の国の財政状況、また地方の財政状況、さらに現状の経済状況等を考えますと、今後この数値が改善されるかと考えますと、大変厳しいものがあると思えます。今後、このような厳しい財政状況の中でも、行革の推進など、創意工夫をしながら、効率的な行財政運営を進めていく、このことに尽きるのではないかと思っております。

志水正幸議員 それでは、2項目の児童の健全な育成について質問をいたします。

少子・高齢社会になって、特に児童数が減少して、将来的においては懸念されております点は、労働力の不足、あるいは経済活動の不振、国力の低下など、深刻な問題が懸念されております。国、県、市町村におきましても少子化対策に積極的に取り組んでいるところでございますが、なかなか効果があらわれないのが実感でございます。

私は、基本的には少子化対策は国、県の施策にゆだねる部分が多いものと思っておりますけれども、町としても、児童の健全な育成については、積極的に支援すべきであろうと思っております。

以下、4点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、保育所の入所状況について伺いいたしますが、特に、不景気により家庭の収入が減少しているために、子どもを保育所に預けて就労したいという母親がふえております。保育所の受け入れ定数と措置数いうんですか、入所数についてお尋ねをいたします。

また、核家族化によって、子育ての知識が乏しい、若い母親がふえておりますので、時として子育てノイローゼになる場合もあります。それが進みますと児童の虐待となり、悲惨な事件を誘発するおそれに発展する場合もあります。そこで、育児機能の専門である保育所を活用して、具体的には、地域交流事業として保育

所の入所児童以外の児童と母親が交流事業に参加することによって、子育ての知識を習得するほか、悩みを持つ母親同士が交流することによって、子育てに自信を持つようになり、結果として子育ての不安が解消し、児童の健やかな成長に結びつくものと思いますが、いかがでしょうか。また、地域交流事業の実施状況をお聞きいたします。

学校教育課長 まず1点目の保育所の定数及び入所数を申し上げます。

田原保育所は、定員150に対して118名の入所です。八千種保育所90名の定員で入所は49名、福崎保育所が定員130名に対して124名の入所、高岡保育所が60名の定員に對しまして23名の入所、私立の姫学保育園につきましては、定員45名に対して50名の入所、サルビア保育園につきましては、定員60名に対して69名の入所、この入所数につきましては、4月1日現在の入所数でございます。

次に、子育て支援の地域交流事業の関係でございますけれども、このたび4月にオープンいたしました福崎幼稚園内に子育て支援センターを併設し、子育て支援を行う形で取り組んでおります。子育て支援センターにつきましては、地域へ出向いて公民館等で地域の子どもたち、また地域の大人の、お年寄りの方も一緒になって子育て支援を行うという形で取り組んでおります。現在、今年度につきましては、まだスタートしたばかりでございますけれども、各地域の公民館等を年2回ぐらい巡回する予定で計画をしております。

また、従来から文化センターに子育て学習センターがございます。その中で、子育てに悩みを持つ親同士が交流をしながら、子育ての支援を行う交流の場を設けて取り組んでいるところでございます。

志水正幸議員 最後の地域交流事業として、今年度から福崎幼稚園の中の子育て支援センター事業として、出前講座で各公民館へ出向いて、子育ての活動をされているということ、それから文化センターの子育て学習センター活動ですか、私がちょっと申し上げていますのは、保育所という専門的な子育て機能を持つて専門の施設、保育所の中で措置児童以外の子ども、あるいはそのお母さん方に参加していただいて、そういう子育ての事業というものが実際にはされてるのか、できないのか、そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 今申し上げました子育て支援の関係でございますけれども、保育所に入所されていない保護者なり子ども、そういった方を対象にして、地域での交流をしながら、子育て支援を行っております。また、文化センターでの子育て学習センターにつきましても、同じような形で保育所に入所されていない方、そういう方も含めて子育て支援を行っている取り組みでございます。

志水正幸議員 特に私が懸念しますのは、非常に若いお母さん方、子育ての知識、ノウハウが不足されてますから、当然、昔のように、おじいさん、おばあさん、一緒に生活されていたら、当然、簡単なことでも、聞けばわかることが非常にわかりづらい、実際、福崎町でも、世帯数がふえても人口は減ってるというのは、核家族がふえている原因だと思いますので、ぜひそのあたりの事業は積極的に展開していただきたいと思っております。

それから、先ほど保育所の定数を聞きましたけども、田原、八千種、それから福崎保育所、高岡保育所、公立保育所は全部定員割れの状態ですね。それから、反対に認可保育所の姫学保育園、サルビア保育園については、定数をオーバーしていると。一つには、なぜ公立と私立と、そこできちっと定員割れと定員オーバーの状態が出てくるのか、何か原因があるんでしょうか。

学校教育課長 公立の定数の定員につきましては、ピーク時の定員の状況で、そのままの受け

入れ体制を確保しているという考え方で定数が多くて、入所数が少ない。私立につきましては、私立の運営費の補助関係で、定数が低い場合の補助単価との関係がございまして、定数が低くなっているというような状況になっております。

志水正幸議員 認可保育所の姫学とサルビアの定数については、なるほどご指摘のように、定数を少なく持てば、子ども一人の保育単価が上がると、運営上はその方が好ましいことは理解できるんですけども、定数というのは、そういう考え方じゃなくして、そこに希望する保育所、あるいはその保育所の設備から見て、マックスどれぐらいの保育定数が妥当かというところから定数管理というのは必要じゃないかと思うんですね。私は、例えばサルビア保育所60人の定員のところを69人の子どもが入所されているのは、定員の弾力化措置によって、年度の途中で25%までは定員を超えて保育所で預かることができるという定員の弾力化というものが何年か前から制度で認められたと思うんですが、その関係でオーバーしてるのかなと思ってたんですけども、保育単価、高い単価を適用させるために、あえて定員を下げ、定員以上の保育児童を入所させてるという考え方でしょうか。

学校教育課長 定員のオーバーの原因として、結果としてとらえた形で申し上げさせていただきました。ただ、今言われますように、あくまで定員そのものにつきましては、設備なり、受け入れ体制そのものが基本になります。ただ、今運営費等の関係でというお話をさせていただきましたけれども、これは結果的にそういう対応が出ているというとらえ方で答弁をさせていただきました。

志水正幸議員 公立の保育所の定数を下げても、公立の保育所の方は一般会計で、運営費で予算措置されてますから、補助単価とか、一切関係ないわけですね。

2点目の質問をさせていただきます。

先ほどもちょっと回答をいただきましたが、今年度初めて保育所と幼稚園の一体的な運営の取り組みとして福崎幼稚園ができましたけれども、想定された効果は期待どおりであったのかどうか。また、問題点としてはどのようなことが起きたのか。まず、そこまでお尋ねいたします。

学校教育課長 まだスタートして2カ月半程度しかたっていないわけですけども、当初の目的であります5歳児を保育所籍、また幼稚園籍の長時間部、短時間部と言っておりますけれども、その子どもたちが一緒に保育することで、教育的な効果が図れる形で進めて、運営されているものと思っております。

また、職員側からしましても、幼保一体化施設によって、ゼロ歳児からの低年齢児の子どもたちを継続的にかかわることによって、一貫性の教育が今後図られていくものという形でとらえさせていただいております。

課題面につきましては、今福崎幼稚園が町としては一つ目の幼保一体化施設でございます。あと、田原保育所なり、八千種保育所、また高岡保育所、こういった施設もございまして、その辺との公平性の観点からすれば、課題であるかなというとらえ方をさせていただいております。

志水正幸議員 5歳児、幼稚園、あるいは一方では保育に欠ける児童の5歳児は保育園と、一体的な運営でされてる初めてのケースで、私も関心持って今見させていただいておりますが、メリットとしては、異年齢の児童の交流が積極的にできるとか、保護者のつながりがよくなるとか、質の高い教育と保育が同時にできるとか、ある施設とか設備が一体的に効率的に運用できるとか、いろいろ考えられます。

昨日の牛尾議員の質問にもありましたけども、今も課長から公平性の問題で、できるだけ早く田原保育所や八千種保育所の話が出ておりました。昨日の答弁では、その実施の時期はいつごろかという問いに対して、早急に実施しますと、その答弁がございました。早急に実施、その早急というのは非常にニュアンスが、

ものによっては、1カ月、2カ月でも早急、あるいは1年、2年でも早急、場合によったら、5年以上はちょっと早急とは言えないかも知れませんが、内容によって非常に解釈が変わる部分がありますので、もう少し、老朽化してます田原保育所、あるいは八千種保育所、いつごろお考えなのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

教 育 長 非常に答弁に苦しむところではありますが、何年後という数字はなかなか言いにくいんですが、それこそ数年後に公平性の観点から、川の東にもということでご理解を願いたいと思います。

志水正幸議員 財政上非常に厳しい時期であることは冒頭に申し上げました。そういう観点から、私は行政改革というのは、必ずカットするとか、減らすとかいうだけじゃなくして、もちろんそれも大事なんですけれども、本当に必要なものは、積極的に伸ばすべき部分もあろうかと思えます。ましてや、今の田原保育所、八千種保育所については伸ばすべき部分ではなかろうかなと思えますので、できるだけ早い時期に実現できるようにお願いいたします。

それから次に、3点目でございますけれども、子どもたちが安心して遊べる公園の整備についてお尋ねをいたします。

町内の公園につきましては、河川公園以外は、スポーツ公園、高橋のふれあい広場、百歳の森公園などと、住宅開発によって整備された公園と、あと開発によって無造作に点在していると言ったら言い過ぎかも知れませんが、そういった公園が少しある程度と認識をいたしております。福崎町としての公園整備計画はあるのでしょうか。例えば、大規模な公園は福崎、八千種、田原、それぞれの地区に整備するにして、それ以外の規模の小さな公園につきましては、二、三の集落ごとに整備することはできないものか。こういったことも児童を健全に育成する支援策としては重要な行政サービスであると思っておりますので、ご所見をお伺いいたします。

まちづくり課長 まず、子どもが安心して遊べる公園整備につきましては、子育て支援等から、その充実の必要性については十分認識しております。しかし、新設となれば、用地取得など、事業費も多く、予算等の制約などから、現時点では、積極的な取り組みはできない状況であります。住民の皆さんには、町の管理する公園の情報をホームページで紹介をしております。それら既存の有効活用が図れるよう、努めているところでございます。

それともう1点、大規模な公園を町内3地区に整備することについてでございますが、それにつきましては、総合公園の整備検討を進めることとしているものの、市街化調整区域での大規模開発が困難な状況にあるため、スポーツ公園及び百歳の森公園一帯や辻川山一帯を地区公園と位置づけ、春日山一帯を風致公園として位置づけております。しかし、現在ではその整備は困難な状況で、今申されました河川公園や、イーストパーク、高橋ふれあい広場や、宮の丘ふれあい広場など、既存の公園を有効活用していただけるよう、理解を求めているところでございます。

当面は、既存施設を有効に活用し、つくることから使うことに重点を置かねばならない状況下にあるところでございます。

志水正幸議員 結論的に、非常に財政状況が悪い中で、つくるよりも既存の施設を有効に活用してという答弁であったかと思えますが、16年に策定されてます福崎町の第4次総合計画の116ページに「大規模な公園の計画的な整備が望まれます。」それから、次のページに「総合公園や街区公園などの整備を進めます。」と、そういう計画が、これは町の総合基本計画ですから、前期の実施計画の中はちょっと

見ておりませんが、こういう公園計画があるんですけれども。それに対してのお考えを聞くのと、もう1点は、福崎町、町民1人当たりの公園整備面積は他の町村と比べていかがなものかどうかをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 今回、策定しました後期の総合計画、また今現在策定作業を進めております都市計画マスタープランの公園緑地の整備方針については、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎある生活確保・創造するために極めて重要な役割を担うとともに、災害時における避難路、避難地としての機能を有しているところでございます。そのため、緑の基本計画をもとに、総合計画や今申されました街区公園などの整備充実及び緑地の保全を推進するという事となっております。

それと、他市町と福崎町の町民1人当たりの面積でございますが、福崎町はふれあい公園やグラウンド等を含めると、約12.63ヘクタールとなり、人口2万人で割りますと、1人当たり6.32平方メートルでございます。各市町の公園面積のカウントにつきましては、多少基準が異なると思われませんが、数市町の情報を得た範囲ではございますが、例えば姫路市では9.60平方メートル、加古川市では6.79平方メートル、加西市では4.42平方メートル、町にあっては播磨町9.97平方メートル、稲美町6.13平方メートル、太子町4.63平方メートル、このようになってございます。

志水正幸議員 確かに、町民1人当たりの公園面積は、とらえ方によって、スポーツ公園とか、あるいは総合公園とか、かなり変わってまいりますが、一つは、都市公園法に基づく公園の標準的なモデルが示されておるのは、純粋なる身近な公園だけで、1人当たり4平米というのが一つのモデルのようでございますので、とらえ方によって、1人当たりの面積がかなり変わってこようかと思えます。一方では、歩いていける範囲の公園の整備というものがございまして、それは非常に公園の定義が難しいんですが、街区公園というのは、半径250メートル以内に一つ設ける。あるいは近隣公園は半径500メートルと、地区公園は半径1キロ、簡単な表現をしますと、よく言われてますのは、おおむね小学校を単位として、その中に今申し上げました街区公園を4カ所、近隣公園1カ所、地区公園は0.25カ所のようでございます。そういったものを福崎町に当てはめてみたら、果たして先ほど言われたような、福崎町1人当たり6.32平米になるのかどうか、ちょっと疑問な点がございまして、いずれにしても、そのような目安が一方ではあります。ぜひ今後、21年度から25年度、5カ年の後期の基本計画を策定される中で、実施計画として検討いただきたいと思えます。

よく公園が十分整備されているかどうかによって、その町が住みよい町かどうか評価される要素の一つでもありますので、ぜひ慎重なご検討をお願いいたします。

それから次に、4点目の乳幼児専門の夜間急病センターの設置でありますけれども、子どもの病気は休日とか、夜間によく病気になるって、皆さんも少なからず経験があろうかと思えますが、そんなときは、子どもも親も、本当に大変です。現状としては、神崎郡内の医療機関が当番制で診察をするようになってますけれども、休日は9時から17時まで、夜間の診療はございません。神崎病院が休日は8時半から17時までの内科、外科の診療で、夜間は17時から20時30分まで、内科か外科につきましては、その日の当直医師によって異なりますので、当直医師が内科のときは外科の診療はできませんし、外科医が当直のときは内科の診療はできません。特に、休日と夜間については小児科診療はございません。したがって、休日とか、夜間の急病のときは、姫路市の夜間急病センターで多くの町民が診療を受けておられます。非常に遠方であることと、大変混雑して、特に5月

の連休あるいは正月等の休みでは、二、三時間待ちの非常に長い待ち時間が発生していますから、病気の状態で長時間待つのは本当に大変でございます。

せめて町内に小規模でもよろしいから急病センター、小規模な急病センターがあればと思うんですが、設置することは難しいでしょうか。さらに、神崎病院の急病機能と連携して、救急的な患者は新たに設置する急病センターで、救急処置以外の重症患者は神崎病院とか、マリア病院へ搬送するように分担ができないものかどうか。

いずれにいたしましても、医師の確保等、非常に難しい問題もあることは十分認識しておりますけれども、ぜひ前向きに検討されたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

健康福祉課長 現在、神崎郡内の小児科診療の医院は、福崎町に1カ所ございます。神崎総合病院の小児科診療は、現在は非常勤の医師によりまして週2回の診療となっております。

神崎総合病院では、平成19年末に常勤の小児科の医師が不在となっております。今言われましたように、郡内ではご承知のとおり、一般の1次救急は休日の昼間の診療は当番医制で対応しております。休日、夜間の1次救急は神崎総合病院で対応しておりますが、ご指摘のとおり、小児科専門の診療につきましては、休日、夜間の急病に対応できないというのが現状でございます。

また、平成18年の兵庫県消防課の調査によりますと、神崎郡における小児救急患者の79%が姫路市を初め、郡外の医療機関へ搬送されているというような状況でございます。

町内に小規模な乳幼児専門の休日また夜間急病センターの設置、また神崎総合病院との合同での整備ということでございますが、急病センター等の設置につきましては、町としても重要な課題と考えておりますが、今言われましたように、全国的な医師不足でございまして、特に、小児科医の不足は深刻な事態となっております。医師会の協力も必要でございます。現状では、医師の確保等や財政面もあり、今困難な状況ではございます。

現在は、中播磨圏域で姫路医師会等を中心にしまして、県民局と関係市町で健康福祉推進協議会を設置いたしまして、地域医療確保対策部会というもののの中で、救急医療の連携体制の構築等について調査・研究を続けております。

救急医療につきましては、地域全体で支える必要がございます。今後も小児科診療の救急体制整備も含めまして、中播磨圏域の連携によりまして医療体制の整備に努めてまいりたいと思います。

志水正幸議員 町としても重要な課題だと認識いただいておりますけれども、また一方では、中播磨の広域な圏域の中で、協議会で検討中と、確かに中播磨の圏域の中で福崎町も含めて必要なベッド数も決められていると思いますが、大部分、8割程度は姫路市内に病院のベッド数が集中していると思いますので、先ほどの夜間急病センターの、そういった緊急的な機能としては、解決するには非常に難しい問題があるかと思っておりますので、早急な設置は困難かもしれませんが、苦しい財政状況の中であっても、これについては、先ほど町長が言われましたように、暮らしと命を守るといふ町長の政治姿勢にも当てはまる部分ではなかろうかと思っております。十分これは検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

副 議 長 質問の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

◇
休憩 午前 11時57分
再開 午後 1時00分
◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

志水正幸議員 3項目は、渋滞道路の解消について質問いたします。

近年、役場周辺の道路が大型店舗等の商業施設の増加によって、道路の状態は混雑、大変渋滞をしております。その渋滞が著しく長い場合、さらにその状態が恒常的な場合は、経済活動に影響するほか、周辺住民の環境問題に起因するおそれさえ生じてまいります。

具体的な路線といたしましては、役場東側道路南北線の渋滞につきましては、現在工事中の中島井ノ口線道路が完成すれば、相当解消するものと期待されております。

次に、ライフコーポレーション前の道路、大門西沿線の渋滞につきましては、都市計画道路の変更により、道路幅員を広げ、右折だまりを設置することによって渋滞が緩和されると思えますけれども、渋滞解消になるか、疑問な点がございます。日によっては、西行きの渋滞が大門集落の東まで達しているときもあります。将来の課題として、町内を通過する車両は、町内の中心部を通行せずに、例えば、大貫から西光寺高橋線を通して西谷と通じる道路を拡幅して、バイパス的な道路に格上げできないか。

いずれにいたしましても、中・長期的な道路対策を検討すべきと思いますが、お伺いをいたします。

まちづくり課長 県道三木穴栗線を補完する路線として、同線のバイパスとしての機能も有する都市計画道路西光寺高橋線から同線東西延伸ルートや東西方向の通過交通を担うサブルートとして機能を有する県道中寺北条線など、快適でうるおいのあるまちづくりを進めるため、そういった路線を今後、バイパスとして整備する必要があるかと思いますが、都市計画道路西光寺高橋線におきましては、計画ルートで312号線への結節ということで、県の方にも要望をしているところでございます。そういったことで、整備を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

志水正幸議員 私は道路の整備以上に、都市化のスピードの方が若干速いように思いますので、これから先、ますます都市化が進展しますと、今以上に道路渋滞というものは、非常に大きな問題になりますので、そのあたりを十分認識していただいて、県道ともども整備をお願いしたいと思います。

福崎町のこの第4次の総合基本計画の中にも、道路の現況と課題の記述がございます。「役場周辺道路が混雑し、その解消に向け、通過交通を考慮した道路網の整備が必要」と、このような記述がありますので、総合基本計画を踏まえた道路整備については、特によろしくお願いしたいと思います。

それから、最後の4項目のインフルエンザ対策について質問いたします。

若干、他の議員との質問と重なる部分があるかと思いますが、私なりに視点を変えて質問させていただきたいと思っております。

今回の新型インフルエンザは、突発的で過去に例を見ない事案であることから、今後の対応のために、あえて質問をさせていただきます。

4月末にアメリカとか、あるいはメキシコで発生いたしました新型インフルエンザは、多くの国に感染し、国際問題まで発展いたしております。日本国内での発生は、5月16日に神戸の高校生が初めて発症し、約1週間で大阪府、兵庫県

の各市町村に拡大をいたしました。本町もいち早く、国、県指導のもと、対策本部を設置し、学校等の休校等、必要な措置を講じられました。

結果として、本町での感染は発生することなく、また毒性の強いインフルエンザでなかったことから、町民も安堵されているものと思います。しかし、その後も、南半球のオーストラリアなどで新型インフルエンザは猛威を奮っており、WHO世界保健機構でもフェーズ6の最高の感染危険数値を発表したところでございます。兵庫県におきましても、先般、秋から冬にかけて、第2波の発生を予測して、6月15日に専門家で構成する第三者委員会を設置し、今後の対策を検討しようとしております。

そこで、今回のインフルエンザについて4点の質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、町として最善の対策をとられたことと思いますが、今回の対応で何か反省すべき点があったのか、あったとすれば、その内容等をお聞かせください。

特に、医療機関との対応について、今後毒性の強いインフルエンザが発生したときの医療機関との連携はどうするのか。先ほどの質問の中でも、町内には専門の医療機関はなしと、一般疾病病院で対応するという答弁がございましたけれども、そのあたりの連携はどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 インフルエンザに関しまして、今回で反省すべき点でございますけれども、今回は、神戸で発症いたしまして、一気に感染が広がったわけでございます。その対応ということで、町では本部を立ち上げて、情報収集したわけでございますけれども、初めてのことでございまして、それぞれまた関係機関では反省すべきことが多々あったのではないかとはい思います。

医療機関の対応についてでございますけれども、6月19日に厚生労働省から医療の確保等に関する運用指針の改訂版が示されております。ことしの秋・冬に向けて、国内での感染者数の大幅な増加が起り得ることを想定いたしまして、現在、発熱外来を行っている医療機関のみならず、原則としてすべての医療機関においても患者の診察を行うこととしております。また、入院につきましても同様で、都道府県は地域の実情に応じて病床を確保することとしております。兵庫県では、今回の経験と教訓を踏まえまして、万が一の患者増加数にも柔軟かつ十分対応できるよう医療体制を構築することとしまして、本年度補正等で医療検査体制の充実強化を図ることになっております。

また、先ほど申されました新型インフルエンザ対策検証委員会が設置されて、医療体制についても検証が行われることとなります。今後、毒性の強いインフルエンザ等も考えられるわけでございますけれども、国や県の方針、指針に従いまして、医療体制の連携・強化が図られるものと考えております。

志水正幸議員 それから、新聞情報によりますと、今回の事案でございますが、県は感染者の氏名、住所などの情報を患者の居住する市町村に、個人情報の保護を理由に提供していないとのことでございますが、今後発生する症状が万一毒性の強いインフルエンザであったとすれば、どこのだれともわからずに町民の生命を守ることができるのかどうか。町民の生命が問われる場合などは、個人情報の保護ということで本当に非開示でよいのかどうか、当然、市町村におきましても個人情報の保護、プライバシーの保護ということは、十分認識はされておりますけれども、生命の危機を感じるような状態の場合でも、県は市町村に情報は流さないと、そのようなお考えなのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

総務課長 現在の兵庫県からの情報提供の状況でございますが、市町村別の感染者数、健康福祉事務所ごとの相談件数などがございます。患者に関しましては、市町村名、

年齢、性別、職業、症状等でございます。患者の個人情報につきましては、感染症法でプライバシー保護に留意しなければならないと定められておるところでございますが、議員ご指摘のように、県と連携し、感染防止に努めるためには、情報の共有が必要だと考えます。今後、県に要望してまいりたいと思っております。

なお、現在県ではこのたびのインフルエンザ対策を検証するための第三者委員会を設置しておりまして、今回の対策でよかった点、悪かった点、また改善すべき点などを検証しております。市町への情報公開についても検討されているところでございます。

志水正幸議員 実際に町でもそういった事案が発生したときに、どこの町のだれともわからずに、本当の対応の仕方がないと思いますので、特に先ほど申された第三者検討委員会の中でも、県に対して、当然市町村も守秘義務がありますから、そういうことを守りながら、対応をすべきだと思いますから、県に対する強い意見を申し上げていただきたいと思います。

それから、3つ目でございますが、これも今回の事案を反省して、今後は地域ごとに感染状況に応じて、医療体制とか、学校等の休校措置を柔軟に対応できるように、新たな指針を定めたとの新聞報道がございました。

このことは今後、こういった対策は地方の判断に任せた対応をとることに変更しようとするものでありますから、そこで福崎町においても、こういった事案は、単に学校のみ対応でなく、福崎町全庁的な課題であることから、庁内に横断的な組織が必要であると思いますが、具体的には危機管理担当を置き、今回のような事案のほかに、地震でありますとか、あるいは火事等の災害、さらには食品の賞味期限問題、産地の偽装問題等を担当し、町民の安全な生活をより確保させるようにすればと思いますが、どのようにお考えでしょうか。町長は午前中の答弁にも常に町民こそ政治の主人公であり、あるいは町民の命と暮らしを守ること、これが何を置いても行政の最優先ですと言われております。危機管理担当を置き、全庁的・横断的組織の設置についてのご所見をお尋ねいたします。

町長 もちろん、今言われた事柄は非常に重要な課題であります。安心・安全の課題というのは、私たち行政にとりましては、一番重要な課題でございますから、今言われたような対応は進めていきたいと考えております。ただ、市町村の置かれております規模、あるいは置かれている状況、そういったもろもろの観点をしっかりと見据えながら、専門の職員が置けるかどうかというのは、財政的な問題もありますから、重要視はしつつ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

志水正幸議員 市町の規模でありますとか、あるいはその他の財政状況、もろもろの総合的な判断でできましたら、ご検討いただいて、横断的な組織を設置して危機管理の担当に行政を推進していただきたいと思いますと思っております。

それから最後の四つ目でございますが、今回のインフルエンザの緊急的な措置といたしまして、感染防止のために学校等を一時的に休校として、安全対策の措置を講じられました。その休校期間の代替措置について、他の市町村では、休校した授業を夏休みの後半に登校日を設けて授業をする方向で検討している聞いております。また、保育所、あるいは学童保育所の保育料を休まれた分、翌月の保育料で軽減するとも聞きますが、これらの措置につきまして、本町ではどのようにされるのかお尋ねいたします。

学校教育課長 学校の休校に伴います回復措置の関係でございますけれども、教育委員会といたしましては、8月の後半、中学校につきましては、24日から5日間、小学校、幼稚園につきましては、25日から4日間ということで、回復措置を基本といたしております。ただ、学校の行事予定の関係で、学校の取り扱いが違うケースが

ございます。

それと、2点目の保育所なり学童保育の保育料の軽減の関係でございますけれども、保育所の保育料の軽減につきましては、今、関係市町なり、県とも協議しながら軽減する方向で今検討をいたしております。

志水正幸議員 学校等の休授業を夏休みの後半に24日からとか、あるいは小学校、幼稚園は25日から4日間とかいうお答えをいただきましたけれども、夏休みに授業することについての、生徒なり保護者の反応は何かあるんでしょうか。

教 育 長 今のところ、意見は聞いておりませんが、歓迎していただける回復措置ではないかと思っております。

志水正幸議員 それから、保育所等で保育料の減額について検討中であるとの答弁でございましたけれども、仮に減額となれば、例えば私の傷病で1カ月を超えるような欠席者が出た場合に、これから保育料の軽減をもしされるとなれば、そのあたりとの整合性はどのようにお考えなのでしょう。

学校教育課長 このたびの保育料の軽減につきましては、教育委員会の方から休校措置をとったということでございます。今言われます個人的な私病的な病気で1カ月以上、長期的に休まれる方の保育料と、いわゆる休校の考え方が基本的に違いますので、私病等については、現在のところ、減免なり軽減等の方法は考えておりません。

志水正幸議員 以上で通告させていただいた4項目の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、志水正幸君の一般質問を終わります。

次、5番目の通告者は福永繁一君であります。

- 1 教育について
- 2 温暖化防止について
- 3 有害鳥獣について
- 4 巡回バスについて
- 5 七種川山門駐車場管理について

以上、福永議員どうぞ。

福永繁一議員 ただいま議長より許可をいただきました議席番号5番の福永繁一です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、教育についてお伺いしたいと思います。

その中において、インフルエンザ等で休校がなされたということは事実であります。その補いをどのようにするのかということをお聞きしたいと思っておりますが、内容として、夏休みの期間を短縮したいと、このようなことをちょっとお聞きしておりますが、その真意について聞きたいと思っております。

教 育 長 先ほど課長が答弁いたしましたように、夏休みの後半、回復措置で授業をいたします。

この措置のねらいは、大丈夫と思うんですが、各教科、科目は年間35時間以上、1単位35時間以上授業をしなければならないという規定があるわけです。その規定に、ひょっとして足りない科目が出るかもしれませんので、夏休みの後半、今まで抜けた分を回復措置で授業することにいたしました。

福永繁一議員 不足する時間帯も出るかもしれないと、それはいろいろなことで対応できると思っておりますが、後半にやるならば、少し余裕を持って考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

教 育 長 いろいろ考えたんですが、この時期が一番各学校ともに学校行事、そのほかに影響がない時期であるということで、夏休みの最後の週に回復措置をすることにいたしました。

福永繁一議員 それは、教育長の責任によってやっていただきたいと考えます。

そして、少し小耳に挟んだんですけども、21年度より夏休みに希望者だけを募り、補習授業をやっていくということで計画されているということをお聞きしました。それはどういうものかということについて聞きたいと思います。

教 育 長 まず、小学校につきましては、7月下旬に1週間程度、学習のおくれている子と希望者を集めてやります。各学校によって、若干の内容の開きはありますが、7月下旬に1週間程度、9日間やるところもあります、1週間程度やります。加えて、8月の盆の前後に5日・5日、計10日間、学校支援本部事業に乗りまして、町の公の施設を使って自学自習の勉強会を開きます。中学校につきましては、7月末に1週間、8月の終わりに1週間、1年生、2年生については、学習のおくれている子と希望者で補習授業をやります。3年生の進学対策補習につきましては、夏休みの後半に10日間ほど補習授業を実施いたします。

それから、例年の進学対策補習につきましては、9月の修学旅行終了後に、週2日から3日間、2コマ程度の進学対策補習を東西の中学校で実施いたします。ことし、8月末の補習であります、インフルエンザ対策の回復措置が入りましたので、日程はまだ決めてないんですが、何日間かやる予定であります。

福永繁一議員 中学3年について、お聞きしたいと思います。9月にやられるということですが、従来行われておりました体育祭の後の関連について、同じか、また別個に取り組んでいるのか、その点お聞きしたいと思います。

教 育 長 今も言いましたように、修学旅行が延期になりまして、9月16日から3日間という日程になりましたので、修学旅行の前は準備がありますので、なかなか補習は先生の都合でできないと。なので、修学旅行の終わったところからやっていると東西の中学校の校長は話して、今、そういうふうにやっているとしております。

福永繁一議員 部活の方もお聞きしたいと思いますが、夏休みに部活ということは、いろいろとやられると思いますが、その部活に関連して、授業が出られないということもあり得るじゃないかと。その点、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

教 育 長 夏休み期間中の補習につきましては、これは補充学習、補習授業優先です。その補習が終わってから部活をするということに当然両中学校はしております。

福永繁一議員 このたび、夏休みの中において補習授業等、いろいろと考えておられること、大変うれしいことと思います。今、田原小学校においてもスクールヘルパーとして、各保護者とか、おじいさん等が協力して監視に当たっておると、そういう関係をどう思われるのか、また独自で授業だけやられるのか、その方に一言声をかけて、人が余ってるから、協力をお願いしますと教育長の方が頭を下げられるのか、その辺伺いしたいと思います。

教 育 長 スクールヘルパーは、子どもたちの安全・安心、見守り隊が主な目的でありまして、子どもたちの学習を見るとかいうものではありませんので、学校支援本部事業の中にそういうのがあるんですけどもね、スクールヘルパーは、子どもたちの見守りというのが主な仕事であります。

福永繁一議員 言葉足らずで申しわけございませんでした。僕が言おうとしたことは、同じ授業を受けるということで、今、教育長が申されましたように、見守り等でありまして、夏休みは特にそういうことについて気をつけなだめだと思ったから、スクールヘルパーの要請についての意見を出したんですけどもね。

教 育 長 スクールヘルパーに補習をお願いすると。

福永繁一議員 申しわけございません。今やっておりますね、また夏休みに学校自体が多くの

生徒を集めて希望者とか、そういうものもあるんですけども、そういう人を多く、日曜より多く集まるから、スクールヘルパーは必要でないかということ、意見を申してるんであって、お願いします。

教 育 長 各学校が何月の何日の何曜日には、これだけの子どもが、こういう村からたくさん登校しますので、お願いしますということがあればね、これは自治会の方を通じて、スクールヘルパーにお願いできればと思います。

福永繁一議員 お願いするんだったら、計画的にもっと早目にお願いしたいと思います。教育長は抜けないと思いますが、大切なことなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、新学習体制が小学校は23年から、中学校は24年ということで、以前に教育長からお聞きしました。それまでの方針として、どのようにつながをされるのか、それまでほっとくんやというのも一つの案ですけども、今、休校になったものも、いろいろと努力して、その時間を埋めようとされる、そういうことを、プラスアルファを考える必要があるんじゃないかと思いますが、教育長はどのように考えておるのか聞きたいと思ひます。

教 育 長 新学習指導要領はご承知のように、平成23年度から小学校、24年度から中学校に全面実施されます。この年度までの移行期間であります、スムーズに移行できるように、現在のところ、小学校では総合の時間を1時間減らして、外国語活動も4小学校で今やっております。それから今、小学校でもう一つ、週1時間、授業時間数をふやしました。その1時間ふえた科目は、低学年においては体育、高学年におきましては算数、理科をふやしました。中学校におきましては、総時間数の変化はないんであります、総合の時間と選択科目の時間を減らしまして、理科と数学をふやしました。盛んに言われます自然科学関係の力が落ちたということで、こういうふうには理数科目をふやしました。

例えば、どんなんがきたかといいますと、前にも言ったかもしれませんが、例えば中学校の3年生の理科では、イオンとか、遺伝の法則とかいうのも入れました。それから、中学1年生では、 πr^2 とか、 $\frac{4}{3}\pi r^3$ というふうな、球の面積とか体積なんかも入れることにいたしました。というふうには、新学習指導要領の内容を一部先行して、この21年度から取り入れて準備しております。

福永繁一議員 先行してやっていただくと、本当にありがたいと思ひます。

ちょっと、僕の勘違いか、中学校の科目の置きかえ、それも一応進学に向かったの教育だと思ひますが、抜けたものの授業がなくてもいいのかどうか、お聞きします。

教 育 長 総合学習というのは教科横断型の内容を持った科目でして、教科・科目の欄には入ってないんです。特活とかという、同じ並列のところにあるものでして、総合の学習も減らせと国の方からもありまして、今説明いたしましたような自然科学関係の科目をふやしたということです。これが完全に実施されますと、今、5時間の日というのが週に2回あるんですけども、これがへこんだところがなくなるということになります。小学校においても、へこんだところの1日の時間数が、例えば5時間というのが何回かあるんですけども、これが全部埋まってしまう可能性があります。そうすると、いろんところで学習になかなかついていきにくい子どもの指導がしにくくなるという可能性がありますので、今のところ、そういうところで苦慮しているところです。

福永繁一議員 もう一つですけども、前回、1次志望は合格率何%でしたとお伺ひしたんですけども、残念ながら60%以下だったということと、希望してるのに行くところが2人なかったということもお聞きしました。その中で、もちろん教育委員会を

中心として、学校と取り組んでおられると思いますが、この60%の1次志望をもっと上げる方法について、何か今回は努力されてるのか、また考えておられるのか、我々が協力することはあるのか、この点について聞きたいと思います。

教 育 長 1次志望という、2月の推薦入試と特色選抜のことですね。ご承知のように、高校入試は、推薦入試と特色選抜が2月の初めにあります。それから一般入試が3月10何日にあります。この二つの入試の形態をいかに深く研究するか、このことによって合格の率を上げることができます。まず、2月の推薦と、特色選抜ですけれども、このことについては、コースの中身と特色選抜を、Aという高校がどういう生徒を望んでいるかという、これをよう研究せなあかんと思うんです。どうも、早く受かって、安心しようという気持ちが非常に子どもたちの中に多くあります。でなくて、そのコースの特色が、その学校の推薦入試で入れれば、こういうことが勉強できて、こういう進路がとれるということを詳しく子どもたちに周知せなあかんの違うかということ常には私は学校の現場には言っております。

各高等学校のオープンハイスクールがありますので、オープンハイスクールにできるだけ保護者とともに、たくさん参加できるように体制をとることがまずは大事であるということ、校長には前から盛んに言っております。

それから、3月の一般入試の件ですが、これはご承知のように複数志願選抜という入試制度があります、この学区は。この複数志願選抜の制度の内容を子どもたちが十分周知しておるかということですね。第1次志望は25点が得られます。それから志願変更したらゼロになりますということ、詳しく内容を、子どもたちと進路担当の担任が研究して進路指導をする必要があろうかと思うんです。いずれにせよ、絶対評価の高校入試の時代ですからね、この絶対評価と、当日の検査点の相関関係をこの子がどう合うとるかということも研究せんことには失敗いたしますね。前に言いましたように、一般入試の合格率は八十四、五%、県の平均もそんなもんです。2月の推薦入試と特色選抜は県の平均が63%ぐらい。この町立学校も六十四、五%ですね。これは今も言いましたように、2月の推薦、特色滑っても、もう一遍ありますから、3月にという気楽な気持ちで受けてる子もおります。ただし、私は、これはかつて高校の現場におったことから言えるんですけども、推薦入試で通る思いよったのに滑って、3月の一般入試に同じ高校をもう一遍受けるかいうたら、怖くて受けないんですね、特に女の子は。滑ったらどうしようとなりましてね、1ランク、世間で言うランクの、1ランク低い、2ランク低い高等学校を一般入試で挑戦するということになりますね。今も、前回のところでも言ったかと思うんですけども、このごろ学校の中身が非常に複雑でして、今までのような、スライス切りみたいなランクづけではない高等学校になっておりますので、その辺のところも十分に研究をしていかなければ、より率を高めることにはならないと思いますので、その辺の指導を現場の方にしていきたいと思っております。

福永繁一議員 教育長の考えが早く実って、我々も喜ぶような体制になることを祈っております。

次に、このごろ毎回同じことを言っていることを、ご質問したいと思います。

従来、9月の体育大会が終わった後、補習授業をされております。その中においていろいろと経緯があって、問題があると言われましたけれども、なぜ県が認めている中、また姫路市が、県民局が認めている中において、なぜゴーサインが出せないのか、教育長一人の考えで押しとどまるように行動されておるのか、その点について聞きたいと思います。

教 育 長 前回の議会でそういうふうに質問されまして、このことについて現場の校長と

いろいろ話をいたしました。その結果ですが、今の現状では非常に厳しいということですが。

その1点は、今の現場の教職員の仕事の量、生徒と向き合う時間の減少、これが兵庫県の平均と比べて非常に、神崎郡、特に福崎の東西の両中学校の教職員は高いんです。つまり、朝は7時過ぎぐらいから来て、夜は大体7時半か8時ぐらいまでおると。日中においては、もっともっと遅くまで、たくさん先生がおる。土曜日はほとんど出てきておる、部活もあって、日曜日も出てきておる、こういう現状でして、こういう中で、毎週土曜日、または月何回か土曜日に民間の方を呼んで補習というのは、今のところは非常に難しい、しんどいというのが東西の両中学校の校長であります。私も、今のところはそういうところまでいくということまでは考えておりません。民間の学習塾には、前言いましてけども、中学校3年生の子は7割程度行っております。小学校6年生は5割の子が学習塾に行っております。こういうふうに学校で、さらに民間の学習塾の講師を呼んで補習をすることについては、さらにできる子とできない子の差が広がる可能性があります。本当の学力いうたら、英語や数学や、理科のような点数の学力というのも大事ですけども、じっくり考えて、答えを出す、頭で考えてじっくり答えを出すような、そういう学力こそが将来につながる学力ではないだろうかと思うんです。

但馬が生んだ東井義雄さんの言葉にあるんですけども、町の将来を担う学力は、ぱっと瞬間的に答えを出すような教育ではなくて、じっくり考えて答えを出すような、そういう力こそが本当の学力であるということを書いておられます。

次の町の広報にそういうことを書いておんどですけども、また見ていただければと思います。

福永繁一議員 今、教育長に長々と答弁していただきました。その中で、僕は疑問に思うたんは、私は先生に直接仕事をしてくれと言ってるんじゃないんですよ。だれか学校の内容を理解ができる人が、事が起きたら連絡するところ、そしたら今お危機しますと、先生はずっと出てこられると言われましたが、その片手間を協力することは先生方はないんですか。それを教育長は頼むことができないんですか。その姿勢を聞きたいと思います。

教 育 長 東西の両中学校は機械警備であります。機械警備を解除するのは、東西中学校の教職員しかできません。でありますから、土曜日にやるとなれば、だれか出てこなくてはいけないわけです。出てくれば、当然、代休というものを用意しなければなりません。代休というのは小学校の現場にあってはとても無理な状況であります。ということから考えても、今のところ、そこまで、土曜のところの時間による補習というのは、なかなか今のところは難しいと私は思っております。

福永繁一議員 もう一度言われたことを復習します。今回言われたのと違いますが、部活で先生方は土曜日でも日曜日でも出てこられておると言われましたね。うそですか。そしたら、その先生方は、教室も入らんと、何にもせんと、そのまま運動場におられるんですか。もしおられると仮定しても、その先生方の協力を要請することができないわけですか。自分は与えられた仕事だけしかしないのが教職員ですか、それをはっきり聞きたいと思います。

教 育 長 部活の練習は体育館であるとか、グラウンドとか、または練習試合で近隣の学校へ行くとかいうものです。決まって、Aという先生が土曜日に必ずおるというわけではありませんので、今議員が言われるように、土曜日に来る先生で解除をすれば、それはできないこともありませんが、施設の管理上も難しい理由の二つ目には入ろうかと思えます。

福永繁一議員 私が聞きするのには、私の脳で判断するのは、教育長自体がする気がないと、

だからごねごねと理屈をつけて、発言されていると理解しておりますが、それが正しいんですか。

教 育 長 これは何と申しますか、いろんなどころから判断しなければいけないと思うんです。学校の現場の先生の意見聞いたり、それから施設の管理上とか、教職員のサービスの関係とか、民間の学習塾の関係とか、いろんなことを考えて判断しなければいけませんので、今のところ、議員の言われるように、私としては、土曜日の午後の補習を民間でやりますということが言えないのが今の心境であります。

福永繁一議員 同じことばかり言うとしてもしょうないんですけども、もう一言言わせていただきたいと思います。

先生方は、生徒がかわいいんですよ。保護者も同じですけども、その中で無理して補習授業までしていただいとんですよ。それが少し余分に固定した先生じゃないけども、余分な仕事をするからだめやということは、岡本教育長、考え方を直してほしいと思いますね。あなたは何のためにおるんですか。みんなが喜ぶために、生徒が喜ぶために、その指導する人を指導する立場でしょう、違うんですか。違うとつたらもう一遍言うてください。私はそう思っておるので、いろいろとお母さん方、お父さん方が喜び、また先生方、私もPTAの役員もしてきました。その中において、先生方は本当に合格したあかつきは喜んでおられました。そしてこれ本当、笑い事じゃないですよ。教育長の息子は皆卒業して、社会人となっておられますね。私の息子も教育長の息子も同級生ですよ。その同級生のお偉いさんをお願いしよんですけども、なぜ親の気持ち、先生の気持ち、あなたも先生でしたよ、違うんですか。だから、みんなくすくす笑ってるけど、内心は本当に子ども、本当に希望するところに入學して、安心して仕事に行きたいということが大半なんです、大半いうて、もう100%なんです。その喜びを手助けする教育長がそういうあいまいな気持ちでおっては、私は情けない、町長も泣いておりますよ。だから、常に、自分は教職の立場にあったことを思い出して、努力していただきたいと思います。もう時間がたつばかりで、時間も、まだこれたくさんあるんで、その方に移りたいと思いますけども、教育長、9月もこれ聞きますので。休まんようお願いします。

ということで、次に、栄養教諭の配置ということで、5月16日、産経新聞に、切り取ってきたんですけども、全国で2,600何人が配置されとることです。幸いに、兵庫県が第2位で311人の栄養教諭の先生が配置されておると、これはうれしいことだと私は思います。その中で、兵庫県も広いんで、福崎町に栄養教諭と呼ばれる先生が何人おられるのか、まず最初に聞きたいと思います。

学校教育課長 現在、2名配置になっております。

福永繁一議員 それはどのような仕事をされているんですか。

学校教育課長 今現在は給食センターの方に配置をいたしております。あくまで学校給食の方のかかわりを主に携わっております。この栄養教諭につきましては、平成17年度に新しくできた免許制度でございます。そういった中で、子どもたちの望ましい食習慣や食に関する理解の促進などを図るために、学校給食の一層の普及、また献立内容の充実を促進するとともに、各学校に出向いて、また学校給食の生きた教材としての活用が図れるような取り組みをするための栄養教諭の職務内容になっておまして、現在のところは学校回りそのものにつきましては、回数そのものは限られた状況での配置になっております。

福永繁一議員 その先生は、福崎町においては教育等を教室に入ってされておられるのかどうか。

学校教育課長 給食の時間等に、主に学校回りで学校現場で教室等に入っております。

福永繁一議員 それは栄養士じゃないんですね。栄養教諭としてね。

学校教育課長 資格として栄養教諭の免許を所持はいたしておりますけれども、今の実態として、栄養士としての活動が主となっております。

福永繁一議員 栄養教諭の仕事は、料理をつくることも、一つの仕事ですけども、この中にうたってありますのは、給食の重要性とか、そういう欠食のないような授業とか、もろもろの授業があるわけですけども、こういうことは、どのような場でされているのかお伺いしたいと思います。

教 育 長 総合的な学習の時間に行きまして、専門的な観点から、食育の授業をしたということ去年でしたか、おとどしでしたか、聞きました。そのおかげかどうか知りませんが、本町の中学校の朝食の欠食の率は県や国に比べて非常に値が小さいというのは前に広報で抱負の中に載せたかと思うんですが、10ポイント以上、朝御飯を食べないというのは低い数字になっております。

福永繁一議員 今、栄養教諭の先生が教育をされているのかということをお聞きしたんですけども、ここに書いてあるのは、間違いかどうか、私は定かでないわけですけども、年間100日以上と、さまざまということで、少ないところから100回ほどですけども、この中において今教育長が言われたように、欠食が減ったということも書いてあります。そして、詳しい数字で言えば、小学校が2008年、去年ですね、2%から1.4%になったと。中学生は4.5%から3.6%になったということでもありますので、栄養教諭の任務、配置は正しかったと。兵庫県は、全国2位、全部で311人の先生が配置されておるということで、次に移るわけですけども、給食の中において、福崎町では、米飯とか、魚、これは幾らほど取り入れているのか。米飯は、米の里でありますから100%でしょうが、その点お伺いしたいと思います。

学校教育課長 米飯給食につきましては、現在週3.5回の回数で、地元産を使用いたしております。魚につきましては、月の約4割程度、魚料理を入れるような形で取り組みを現在しているのが実態でございます。

議 長 福永繁一君の一般質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福永繁一議員 引き続き、給食の件についてお伺いしたいと思います。

今、米食は週3.5回、魚が4割は入れておりますということをお聞きしましたが、今、小さい時分に魚等をとらなければ、大人になってもとりがたい、とらないとは言いません、とりがたいと新聞では書いてあります。その中において、皆さんご存じのように、魚にはDHA、EPAという脳を活性化する成分がたくさん入っておるということは皆さん方ご承知のとおりだと思います。

私はこの小さい時分に、魚の成分を吸収し、脳を活性し、先ほども申しました入学率のアップ、これに少しでも寄与できたらと思っております。それで、野菜もたくさんとり、地産地消によって温暖化防止にもつながりますので、その点について町当局としてどのようにお考えか、聞きたいと思っております。

教 育 長 調理の都合だけで子どもたちに食べさせる食材の選び方をしてはいけないんで

ありますが、どうも最近の子どもたちは食べやすさというのがまず第一に来るようであります。小骨が残っているような魚は、なかなか食べにくいということがあって、あんまり子どもたちに人気がないようであります。言われるように、青い魚とかいうのは、非常に脳の活性化により影響を与える成分を含んでおりますので、こういう魚を食べるような食育もこれから進めていく必要があるのではなからうかと思えます。

福永繁一議員 今、教育長が言われたのはファーストフード化ということで、見る目によって好き嫌いが出るということですが、これも新聞から引用させていただいておりますが、これは栄養教諭の活動の場ではないかと。責任とまで言いませんけれども、活動の場がなお一層与えられた、仕事量がたくさんあるという目の向け方によって、これは解決すると。といいますのは、料理によって食べやすくする、教育長もそうでしょう、同じ物を食べるにしても、おいしい、見場がよい、あと、環境、においとか、そんなんがないというのが選ばれる理由だと思います。その中で、私は思うに、今後栄養教諭のほかの先生方の数をふやしていただき、こういう研究の場をもつくらっていただきたい。ただ見た目、一見してだめやというのは、これだめですわ。教育長もそう思われるでしょう。研究して、みんなに喜ばれる、また目的が脳の活発化、活性化につながりますので、これはぜひとも実行していただきたい。教育の方は9月でよろしいから、今回の6月において、その事前準備を、脳をよくする事前準備をはっきりしていただきたい、このように考えますが、いかがですか。

教 育 長 栄養教諭の職務のあり方について、志水課長と私もちょっと前に答えましたけど、もう少し現場の子どもたちや現場の教職員に向けての仕事を多くしていきたいと思えます。その中で今言われるようなことについて、学習を現場でもするように持っていきたいと思っております。

福永繁一議員 もう一つ、つけ加えておきますが、魚とご飯、これは相性がいいということを書いてあります。ですから、これが減ると地産地消のお米が、食が少なくなるといこともうたってあります。ですから、我々はこのような環境で野菜も、魚は日本海、太平洋の方から、瀬戸内海の方からも引かなだめなんですけども、お米、野菜、たくさんありますね。こういうのを利用して、それにプラスアルファ、脳がよくなるということは、我々の孫の脳の活性化になるし、先生方も教えても教えがいがあるという結果が出てくると思えます。今後、ぜひとも栄養教諭をふやして、みんなが利用できる、利用しやすい、食べやすい給食センターにしたいと思えますが、返事はイエスかノーかをお願いします。

教 育 長 栄養教諭はもうこれ以上ふやすことは難しいのが現状であります。これは県費負担の教職員でありますから、これ以上ふやすのは非常に難しいところがあります。ただ、この栄養教諭が現場に行つての、教諭で、指導ができますから、このことの職務について、これから充実していきたいと思っております。

福永繁一議員 難しいと言われましたけども、一言だけつけ加えて、次に参りたいと思えます。隣の大阪府、昨年で130人ふえております。この数字をどう判断するんですか、教育長。大阪府だけがようけ入れて、兵庫県はだめやと、兵庫県も入っておりますよ、ちょっと少ないですけども。26人。だから、黙っとってもふえるんじゃないんですよ。教育長が井戸さんに頭下げて、頼みますと言われればよいのではないですか。このことは担当者の方へお聞き願つて、採用をしていただくように、よろしくをお願いします。

教 育 長 大阪の栄養教諭がふえた、兵庫県もふえたといえますのは、今までは栄養士という資格で仕事をしておりました。これが、学校給食については子どもたちに、

または現場の先生方にも指導ができるようにというて、栄養教諭という資格変更を国の方が進めてまいりまして、その教職に必要な単位を通信等で取って栄養士から栄養教諭に資格がえということで、全国の都道府県では栄養教諭をふやしているのが現状です。姫路は、自校方式で何校かまとめて栄養士がありますが、だんだんこういうのにも教職の単位を取得して、栄養教諭という資格がえを行っていますので、栄養教諭が急にふえてきたということでもあります。

福永繁一議員 だれしも望みは一緒だと思います。孫が賢くなり、先生方は生徒が賢くなり、その環境が作りだすことの基盤は教育長の責任であると、私はこのように考えます。ですから、9月においてはすばらしい回答がいただけるように、いろいろと工夫をしていただきたい、そのように思います。

次に、温暖化防止についてお伺いしたいと思います。

温暖化防止は、世界を挙げての課題となっておりますけれども、温暖化の原因をよく理解していない人たちがいるために、CO₂が増加しつつあります。ご存じのように昔は、地上で発生した炭酸ガスの大半は樹木の炭酸同化作用によって消化してしまいます。それが現在、ふえつつある、工場の責任でありましょう。しかし、今直面しております私たち、私は森の中に住んでおりますが、その森が破壊され、紅葉しております。紅葉はモミジだけと私は信じておりましたが、松が紅葉しております。また、それが過ぎると荒野のやりのごとく、とんがった棒が立っております。まだそれを見てない方であれば、私が写真を持ってきて、こうですよということをお知らせしたいと思います。また、山の幸に至っては、皆無とは言いませんが、その皆無の状態に自然は破壊されつつあると。皆さん方もご存じのように、自然は一度荒れると100年はかかるということでもありますので、孫子の時代や、やしゃごの時代まで、せめてこのすばらしい環境を維持することで町当局はどのようにお考えか、聞きたいと思います。

産業課長 自然の緑につきまして、森林は我々共通の財産であるということ認識しております。豊かな緑を次世代に引き継いでいくために、福崎町におきましては、県とともに、一つ目といたしまして森林管理として間伐を推進する、また二つ目といたしましては、住民が自然と触れ合う場として、住民参画型の里山の再生を推進する、三つ目といたしましては、町民が森の大切さや関心を高めるため、啓蒙やイベント等への参加など、県と連携して推進していきたいと考えております。

また、松くい虫につきましても、県におきましては、空中散布のみに頼らない方法の一つといたしまして、原因者である線虫がカミキリムシに乗り移ることから、カミキリムシを病因にかからせるなどの方法について研究に入るとのことです。期待をしているところでございます。

福永繁一議員 昨日も午前5時から空中散布をされました。その中において、いろいろと町当局も努力していただけていると私は喜んでいる次第でございますが、毎年なくなっております。また、今、課長が住民と一緒にイベントということではありますが、そのイベントの取り組み状態によってもいろいろ違うと思います。振り返ってみますと、私たち小学校の時分には、松の苗を10本ほどいただいて、トンガと、それをおつかいで山へ登ったものであります。そして、小学校、小さい時から山の幸を大切にしてきた思い出があります。町として、緑の資金というのがありますね、そういうものに対して、町にどのように還元していただけるのか、ただ里山を復帰させるだけじゃなしに、全体的に呼びかけも必要であると思いますが、この点について、答弁をお願いします。

産業課長 イベント等につきましても、緑の資金等が使われているわけでございます。県でも、森林ボランティア等1万人動員作戦というものについても、緑の資金を活

用しながら、イベント等を開催されてると聞いております。

福永繁一議員 それでね、私が頭に来るのは、思いますとか、そうですとか、そういうようなあいまいな言葉、わからへんのやったらわかりませんと言ってほしいんですよ。お互いに考えていき、解決を求めることに対して、それでは答えができないと私は考えます。みんな笑い事じゃないんですよ、ほんと。今、木が枯れていく、いろいろな方法で防御することがあると思いますが、空中防除も一つ、また樹木に針を刺す、これは高くつきます。二つの方法はあるわけですけども、その方法では解決しないということではありますが、私はガスを消化できない状態になれば、教育長も私も亡くなってしまいうね、酸素がなくなって空気中にCO₂がふえてきたら。だから、実際に皆さん方がお考えになっておられます、そんなのは大丈夫やと、この安易な考えの積み重ねによって、自然は破壊され、人類も破壊されるわけですよ。オーストラリアの北側のあの島国、海拔1メートルのツバルが満潮になると浸かってしまって、木が腐ってしまっておりますね。そういうことを間近に見てないからね、あいまいな返事されるんですよ。だから、もっとふんどしを締め直して、私は自然を守るんやという考えを持っていただかなければ、地球は大きく言えば破滅してしまうでしょう。僕は、山の中に住んでますので、朝晩ずっと見てますんでね、ああきょうも紅葉した、あしたも紅葉するやろうというような木もずっとあるわけですよ。住んでる中で山のないところから酸素は出ないんですよ。酸素発生装置は自然で出るのは山しか出ないんです。これは皆さん言わんでもわかってると思いますが、なぜ大切にしないのか、松くい虫航空防除を反対される団体もいろいろあると聞いております。私とこもアンケート来しました。名前書いて、電話番号も書いてしたけども、返事も何にも来なかったです。だから、人ごとやと思わずに、なぜ、この自然との戦いをしないのか、私は疑問であります、技監、一言お願いします。

技 監 議員ご指摘のとおり、地球の環境問題というのは非常に大事な問題でして、おっしゃるとおり、CO₂の増加によりまして地球環境、これは一たん破壊が進み出しますと、数世紀にわたって続くと。今すぐとめたところで、ブレーキかかるのに数世紀かかるということを言われてますので、本当に子や孫、やしゃごの時代のことを考えると心配なことでございます。世界的な規模でございますし、町でできること、個人でできること、さまざまな方面から真剣に取り組んでいかないといけないと考えております。

福永繁一議員 いろいろなアイデアは言っていたるように、だから私は福崎町ではどういった積み重ねによって防ぐんやと、今技監が言われましたけども、進み出して、とまるまでは数世紀かかると、私は100年と、1世紀で言いましたけど、四、五百年はかかるというようなことも言われております。そういうような重要な問題を人ごとと考えずに、我々が小さい時分、村長さんでしたかね、命令で、トンガと松を持って行って、植えて帰ってきたんですよ。それが今、大きくなっておりますが、また松くい虫にもやられております。だから、今、孫、やしゃごといいましたけども、そういう時代には、ああ、おじいちゃんが、おばあちゃんが植えてくれて、木がよう大きくなったなという言葉として、喜ばれる形のあるものを私はしたいと思っておりますので、町当局としても緑資金、活用、一部では間に合いません。もう見てもうたらわかるように、ずっと紅葉しております。松だけじゃなしに、ヒノキも枯れてるところもあるんですけども、それが私は虫かどうかわかりませんが、今後、ストップ崩壊ということで、町当局も真剣に考えてほしいと思っております。

最後に課長、一言言うてもうて、私、これで終わりにして次に移りたいと思

ます。

産業課長 先ほどから言われておりますように、森林を守るということにつきましては、杉、ヒノキというような人工林につきましても、当然、間伐等がなかなか進んでいないというような状況でございます。間伐をするにいたしましても、近年、高齢化の進んでおります森林組合等の従事者等につきましても、人が減少しており、実際の間伐作業につきましても、なかなか進まないということで、そういった森林に従事されます方々の育成が最大の問題かなということを思っております。これからも、松の間伐は余りないですけども、近年は、個々の間伐じゃなしに、実情といたしまして、すこんとシマウマのような大きく幅を持った間伐の方法が開発されまして、そういう方向にも進んでおります。そういった中で県の指導も受けながら、そういう間伐について推進していきたいと思っております。

福永繁一議員 課長の努力には感謝いたします。よろしくお願ひします。

時間がなさそうなので、次に、有害鳥獣についてお伺ひします。

ことしもシカの襲来があり、稲等の早苗を食べ、今、冬植えたばかりの種苗の松を引き抜かれて、荒らされております。我々が幾ら努力しても、被害はおさまりません。町はどのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

産業課長 シカの害についてということでございますけども、県内におきましても、シカの生育地域が拡大しておりますして、シカの被害につきましては、これまで被害のなかった県の南部につきましても新たに被害が発生しております。福崎町におきましても、中国縦貫自動車道の南側においても発生をしてくております。県におきましても、シカの年間捕獲数の目標を1万6,000頭から2万頭に拡大して、本年度は被害防止に努めていこうとしております。シカにつきましては、一夫多妻でメスを捕獲しないと、生息数を減らせないことから、福崎町でもシカ個体群の管理事業によりますメスジカの捕獲の取り組みを今年度はいたします。

地元といたしましても、防護柵を設置したからといって安心せずに、定期的に見回りをして、破れていないかどうか、点検等をお願いしたいと思っております。

福永繁一議員 それから、ちょっと抜けましたけども、ことし直まきの田んぼがあるらしいんですよ。それがカモの飛来、アイガモですね、あれによってあらされるらしいですよ。せっかく植えたのが、100%やなしに、半分ぐらい侵されていると、そういう駆除も考えていただきたい。そういうことで農民は困っております。町はご存じですか。

産業課長 そういった直まきの地域からは、そういう声を聞いております。

福永繁一議員 対策はまだないわけですか。

産業課長 まだ、対策のところまでいっておりません。検討中でございます。

福永繁一議員 時間が無いんで飛ばします。

3月にお聞きしましたシカの肉の利用を研究していただいたでしょうかどうかお伺ひしたいと思います。

産業課長 シカの肉の活用につきましては、県内でもいろいろと行われておりまして、佐用町ではコロケ、丹波市ではカレー等が現在発売されているようでございます。シカ肉料理といたしましても、宍粟市のロールキャベツや、丹波市での竜田揚げ、スパゲティーなどが提供されていると聞いています。しかしながら、シカを年間約2,000頭捕獲しておられます作用町におきましても、コロケに使用してもわずかな量でございますし、まだまだくさいということと、固さの研究が必要であるということを知っております。シカの保護後の活用につきましては、県も21年度から乗り出しておりまして、新規事業といたしまして、シカ肉の活用のためのガイドラインづくりの調査を行うということでございます。これにつま

しては、シカ肉を解体処理するには、食品衛生法等に基づき、衛生的に取り扱う必要がありまして、捕獲現場で血抜きをし、内臓処理を済ませた後、川に浸して体温を下げるなど、2時間以内の処理が目安となることから、県の森林動物研究センターにおきまして調査研究を進められるということでございます。

また、シカ肉の加工施設といたしましては、調査事業ということで、多可町におきまして、本年度加工施設の調査が行われることとなっております。

それから、シカの皮につきましても、県の皮革工業技術支援センターにおきまして、革製品としてスリッパやブックカバーが試作されておりますけれども、これらにつきましても研究が重ねられるということでございます。福崎町におきましては、捕獲数がまだまだ少ない状態ですので、隣接の市町や県と共同で利用を考えていきたいと考えております。

福永繁一議員 隣接の市町村に頼まなくても、福崎町だけで十分おります。私の田んぼも1丁ほど米つくっておりますが、シカがきて、朝になったら荒らして帰っております。ですから、シカの数はたくさんいると思います。私が3月期に申し上げたもちむぎ麵に利用するということについて、一つも答えが出てこなかったんですけども、やはり地産のものを販売拡大、今売れにくくて困っているわけですが、それを併用すれば、研究の値打ちはあると思います。ですから、料理人も、いろいろとシカ肉はかたいんやと私聞いたんですけど言うたら、いや料理方法で幾らでもなりますよ。神河町においてはソーセージですか、何かかたくて食べられなかったと聞きますが言うと、そら加工方法によって何ぼでもなるんですよ、やる気だけですよということを言われたんですよ。だから、私は町にやる気がないのかなと、このように失礼な言葉を発しますが、いかがでしょうか。

産 業 課 長 シカ肉の利用につきましては、先ほど言いましたように、捕獲してから、その肉を使うとすれば、2時間以内の処理が目安となる、また、鉄砲で撃った場合には、銃弾が残るといようなことから、その処理方法にも問題が出てこようかと思えます。

それと、捕獲数からいいますと、まだ10頭台、または一けた台というような年もございます。まだ研究の段階では、1頭からの利用方法が考えられるわけですけども、そのシカの値段、またそういうところまで研究をこれから行っていきたいと考えます。

福永繁一議員 これも9月の宿題に置いときますので、よろしくをお願いします。

次に、巡回バスについてお伺いしたいと思います。

私は、2年前からお願いしておりますが、町当局としては、私が見る限りは何もしていただけない。このように判断しておりますが、今、巡回バスで巡回しておりますが、再度聞きますが、バスの目的は何か、もう一度声を大にして言うてください。

健康福祉課長 巡回バスの目的でございますけども、高齢者等の交通手段を確保するとともに、広く住民の日常生活や社会参加など、利便性も確保し、住民福祉の向上を図ることを目的としております。

福永繁一議員 目的はいいことを掲げていただいて、本当にありがとうございます。毎回、この言葉が耳の奥に残るわけですけども、実際にこれが達成されているんだろうかなという感じを受けます。私は、当初デマンドタクシーということで、したんですけども、環境が違う中において、同じ土俵でお話ししなくては話は通じないと思いますので、再度お聞きしますが、高齢者とか、地域の人に広く利用していただくということを目的とされておりますので、実際に箇所を挙げて説明しますが、田口地区の県道ですね、拡大されて青少年野外センターまで広がっていくと思

うわけですけれども、野外センターの中で何広場ですか、駐車場の北か西かわからんですけれども、ヒノキが倒れたところ、整地されて広く、極端な言い方ですけど、ロータリーに利用できるようなところがあるわけですけども、それを利用して、野外センターまでバスが回るようお願いしたいなと思います。その返事を最初にお受けして、あと質問に入りたいと思います。

健康福祉課長 巡回バスで野外センターまでのコースということでございます。県道の一部は拡幅工事が行われております。なぐさの森も里山公園等が整備されまして、奥池の手前には林間広場という大きな駐車場も整備されております。また、野外センターの付近にも駐車場は整備されております。車が駐車していないときは、Ｕターンが可能かなというような広さでございます。しかし、野外センターへは観光目的の利用者が多く、特に夏場は多いと、土日には多いとは思いますが、冬場、平日となりますと、少ないように思います。巡回バスのバス停は今田口公民館までとなっております。野外センターまで行きますと、行きどまりとなって、Ｕターンして帰ってくるというような状況になります。今のところ、ぎりぎりの運行時間で運行しております。利用者数を考えますと、野外センターまでということは、今の状況では困難かなというような状況でございます。

福永繁一議員 利用者の点でということでは言われましたけれども、今、目的をお聞きしましたね、課長言われました4点、もう一遍読み上げましょうか、時間むだですので、これを考えれば、仮に1人でも、利用があれば、今空っぽで走ってる折あるでしょう。違うんですか。私は、1人でもということで、この目的の言われたことで了解してるわけですけども、野外センターもたくさん行っておられますし、町外の人にも来られると思います。我々も行ったことがあります。ですから、バスがあそこまで来たらいいのになと思ってるわけですよ。今言うてすぐ改善できるわけじゃないんで、一応、このことについて、心に残していただいて、機会あるときに検討していただきたい。だから、目的が大勢の人に利用してもらうんやということなれば、話は違うんですが、目的は1人でも多くの方が利用される、また高齢者、その辺の近くにも高齢者おってんですよ。調べてもうたらわかりますけど、そういう人たちも利用していただけたらと思います。ですから、今後、そのような環境は、道路が広くなり、環境がよくなったら、町の施設を利用して、町のもんと違いますけど、利用して、1人でも多く利用して感謝していただきたいと考えますが、今後検討していただけますでしょうか。

健康福祉課長 検討はしていきたいと思えます。

福永繁一議員 やはり町長の指導がよろしいですね。私はもう毎回、この検討でだまされとんですけども。言うとうことを守ってほしいということだけですよ。実際に言いますと、今、田口公民館でとまっております。あそこから歩いていくわけですけども、あそこにもまだ奥に3軒ありますね。あそこの方で80何歳の人おってですよ。それが運転できなくなる、警察行っては返上せえと言われるようなこともあるし、困っとなですということもお聞きしております。ですから、住民のためやということで考えていただきたいと思えます。

時間が足らなくなりましたけれども、このことだけ、ぜひとも聞いていただきまして、一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、福永繁一君の一般質問を終わります。

次、6番目の通告者は広岡史郎君であります。

- 1 ごみ処理について
- 2 温暖化対策について

以上、広岡議員どうぞ。

広岡史郎議員 時間もかなり経過しておりますので、なるべく、質問項目は二つですが、迅速に進めていきたいと思えます。

まず、今回通告しておりますごみ処理、あるいは温暖化防止については、いずれもエコ、省エネにつながる内容で、いわゆる地球上における私たちの生活としては、持続可能な社会の構築と、それに対する行政の課題が非常に問われる、そういう流れだと思えますので、それについて質問させていただきます。

まず、ごみ処理についてですが、ごみ処理事業というのは、自治体の重要な自治事務であります。しかし、自治事務ということは、分別方法、処理方法、処理体制などはそれぞれの自治体に任されております。したがって、自治体によってその内容は千差万別になっておる。昔は、例えば燃えるものはすべて燃やす、それから東京夢の島のようにすべて埋め立てると、今から思えば、すごい処理がなされておりました。その後、社会のさまざまな変化の中で、特に廃棄物の公害問題などが全国で多発しまして、自治事務であります、国などの指針によって、いわゆる三つのRに重点の置かれたごみ処理が全国で始まっております。ごみの資源化や生ごみの減量化、そういう取り組みが自治体の課題になっておるわけですね。3R、リデュース、リユース、リサイクル、それが当然今のごみの処理の基本にもなっておるわけでありまして、身近で言えば、まず家庭のごみの資源化ということで、分別をされて収集が始まっております。それもどんどんと分別が進んできまして、現在、福崎町では4種11分別となっている。ところが、このごみ処理、焼却を広域事務で、特にくれさかを中心とした広域処理で旧の香寺町、夢前町ですね、その関係で、現在の姫路市の取り組みというのを常に念頭に置いての処理も考えていかなければならないということで、そこのレジユメをお渡しして、質問を4項目ほど渡しておりますが、姫路市の分別について、調べる時間がなかったんですが、状況をまず教えていただきたいと思えます。

住民生活課長 議員の今の質問、姫路市のごみの収集については、福崎は今申されましたとおり、4種11分別で分別収集をしております。姫路市におきましては、3種16分別されております。可燃ごみと資源化物と粗大ごみ、それを16分別にされて収集、また資源化という形で取り組みをされております。

広岡史郎議員 分別の方で少し姫路の方が多くなっていると。瓶とかが多分ふえてると思うんですが、それで、福崎としても新しい分別として昨年、20年1月からミックスペーパーと包装プラ、可燃ごみについては分別をしております。それが1年半を経過しまして、20年1月からの1年間の統計とか、あるいは半年の統計、統計をとられている期間があると思うんですが、その期間に合わせて回収量と、残りの可燃ごみですね、それからその合計がその前と比較してどうだったのか。それから目標、効果ですね。くれさかの焼却が可燃ごみを抜いたおかげでどうなったのか。どういう運転状況になっているのか。それから、今後どういうふうこれをさらに進めるのか、現状ぐらいでいいのかもあわせてお答えいただきたいと思えます。

住民生活課長 議員の今の20年1月からの可燃ごみと紙製容器の容器包装とプラスチック製容器包装の処理量がどうなったかということですが、回収量につきましては、平成19年度は3カ月だけという形で、プラ容器が27トン、ミックスペーパーが20トンでした。20年度はプラが103トン、ミックスペーパーが88トン、リサイクルを行っております。

残りの可燃ごみの量ですが、18年度の可燃ごみの総量が3,898トンに対しまして、19年度3,724トン、20年度におきましては3,379トン

でございました。合計の20年1月以前との比較ということですが、家庭系の可燃ごみが19年度で174トン、そして20年度においては519トン減少しております。

そして、町としての目標量、取り組み等の評価等についてですが、当初プラ容器の資源化、ミックスペーパーの資源化につきましては、それぞれが5%ずつという形を見込んでおりました。実際、回収してみますと、合わせて5%の削減となっております。しかしながら、家庭系の可燃ごみにつきましては、平成18年度の対比になりますけれど、20年度で519トンの減少という形で、13.3%の減少となっております。この原因ですが、大きくは生ごみの処理について、それぞれ住民さんにおいて水切りとか、そういった形での重さの減量、そして住民の皆様の努力というふうな形で考えております。

そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、くれさかの可燃ごみの処理ですが、お聞きしますと、可燃ごみの、もともとはプラとかそういったものがまじって、燃料率が高かったということですが、今、ミックスペーパーとか、プラ容器、当然取り除かれておるんですけど、燃焼に対しては、いい形で燃焼している、焼却炉においても延命がとれるだろうというような形で局長からは聞いております。

広岡史郎議員 2点ほど。18年度に比べて20年度、500トン、13%ぐらい減ったと、これがそういう分別したおかげで住民さんに意識が出て、ほかにも減らそう、生ごみも減らそうという意識があったのと、それから私としては、住民さんの方でマイバッグ運動とかで、ポイントがたまったり、スーパーではポイントがついたりして、割と、不況の始まったこととあわせて、お母さん方も節約をしたり、要らん買い物をしないとか、いわゆるごみがふえないと、そういうこともあるんじゃないかと、不況はごみ処理にとってはよかったのではないかとということ、それから今までは可燃ごみが非常にプラスチック関係を含めて多くて、くれさかの焼却炉の温度が高過ぎて、逆に冷やさなければいけないというような状況もあったと聞いておりますが、それは今ちょうどいいということで、炉の延命も図れるということであれば、これは評価ができると思ひます。ぜひともこれは、町長は昔の答弁で、余り減らし過ぎると温度が下がり過ぎてということもあったんですが、現状、あるいは少しこれが進むようにいけばいいなと思ひます。

次ですが、缶、瓶、ペットボトルの分別が、かなり以前から始まっておりまして、その処理を委託していたリテック社が、昨年、宝塚市長との贈収賄問題で、まだ最近でもまたさらに再逮捕とかいうのが出ておりますが、聞きますと、近隣に同種の業者が少ない、そういう中での現状と、今後、缶、瓶、ペットボトルの処理をどうされるのか、簡単に説明を求めます。

住民生活課長 新聞等でも大分話題になっておりますリテックにつきましては、21年の4月より、18カ月の指名停止を行いました。そして、リテックにかわる処理業者につきましては、缶、瓶、プラとか、いろいろあるんですけど、それぞれ受入先は4月に契約しまして資源化しております。ただし、瓶は三つに分けなければいけないということで、それぞれ破袋につきましても、瓶、白色、茶色、その他の色と3種類に分別することが必要ということで、その業者が近くには現在いないという形で、現在の処理としては、くれさかで埋め立てごみで行っているような状況でございます。何とか早くリサイクルができるように、業者もいろいろ模索をしております。また、直営でやるのか、住民さんに再度分別をしていただくのか、今検討をしているような状況でございます。

広岡史郎議員 そこに1点課題があると思うんです。姫路は瓶を三つに色分けして回収され、

当町はしてないと。そこで、そういう問題も生じるわけでありまして、いずれ瓶の色分別というの、一つの課題として挙げておきたいと思います。

それから、家庭の生ごみの減量が、一番重要な事業で、生ごみが減るほどごみ処理は楽になるわけでありまして、減量に向けて、町としても処理容器、あるいは電気式の生ゴミ処理容器にも補助金をつけられて、調べますと、平成12年に補助を開始して、ことしで10年目。補助台数の合計、補助額の合計、10年間古いのではたつと思うんですが、それがきちっと稼働し、家庭で使われて生ごみの削減に貢献しているか、その把握状況をまず伺いたいと思います。

住民生活課長 生ごみの減量化ということで、生ごみ処理容器、電気式の生ごみ処理機、そしてコンポスト、そういったものを12年度から補助しております。生ごみ処理容器につきましては、12年から始まって、499件、あっせん価格の2分の1の補助をしております。1,000円程度になりますけれど、合計が43万3,150円、そしてコンポストにつきましては、69件の申請がございまして、購入価格の2分の1、上限が2,500円の補助をしております。13万2,250円になります。そして、電気式の生ごみ処理機になりますけれど、合計で298件、購入価格の2分の1、上限が2万円となって、586万900円。合計で、件数としまして862件の642万6,300円ということで、補助を行っております。

そして、各家庭での使用状況とか、稼働状況等の質問ですが、この追跡調査はしておりません。今後、調査する方向で検討させていただきたいと思っております。

そして、電気式の生ごみ処理機につきましては、10年間買いかえできないという形の要綱にしておりましたけども、この4月から5年で買いかえ、また補助ができますよという形で要綱を変更しております。この件につきましては、町広報の5月号に掲載しておりますし、ホームページにも掲載していますので、処理機が壊れておれば、買いかえていただいて、生ごみの減量化につなげていただければと考えております。

広岡史郎議員 家庭でそういうふうな減量、処理をするという意識、取り組みがごみの減量につながっていくもとだと思いますが、例えば電気式にしますと、約300件弱ということは、家庭でいえば5%強ぐらいですか、福崎町の世帯数からいけばね。それが本当にきちっと稼働しておればいいんですが、実は個人的に、私も2年ほど前ですか、どんな処理機がいいかなと、いろいろ調べて、小さなメーカーですが、菌の補充が要らないというフレーズの機械を入れまして、運転してみたところが、1週間、排気口の掃除をしないと、詰まって、結局発酵して、温度が高くなって、空気が抜けないから、中がカビだらけになる。それで、妻にすぐ掃除するというで怒られて、これはかなわんいうて、スイッチ切って、しばらく使わないでいました。ある機会があって、別のメーカーの機械が手に入りまして、今2台並べて1台をメインに使っておりますが、そういう話をすると、私とこも使わないという声も聞きましたし、きちっと使ってるという人もありますので、ぜひこれを調べていただいて、それで今聞きますと、10年だったのが5年で補助が出るということになれば、これを買われた方は関心があるわけですから、ごみ処理に、アンケートと兼ねて、もう5年たてば補助が出ますよと、新しいのでもいけますよということで、もしうまく機械が古くなったりして、動いてない場合ですね、そういう案内も兼ねてアンケートをされるということが、ごみの意識を高める一つのきっかけにもなるんじゃないかと、そういうふうな提案しておきますので、一度考えていただいて、まず家庭からできること、それが減量に結びつき

ますので、取り組んでいただきたいと思います。それから広報の5月号に載ったということですが、ホームページを見ますと、そのことはまだ何も載ってないわけですね。ここには生ごみ減量化補助金のホームページがありますが、5年たてば再補助しますというような項目はありませんので、ぜひこれにもきちっと載せるように、求めておきます。

住民生活課長 ホームページに今手続中で、すぐに掲載するように事務局でやっております。

広岡史郎議員 それで、それぞれの各項目で聞きますと、そういうことですが、ごみ処理において持続可能な社会づくりとして、私の一例としては、生ごみを堆肥化する。それも各家庭での電気式とか、コンポスト式では、10年たって電気式で5%というような数字ですので、各家庭では限界があるので、これをきちっと、分別して収集する、集めてそれで堆肥装置をつくって、畜産のふん、あるいはおがくず、もみがらなどと合わせて、あるいは事業所の生ごみも合わせてリサイクルして、その堆肥を使った野菜を福崎ブランドとして旬彩蔵なり給食センターに売るという、いわゆる循環式のところが、当然昔からありまして、取り組んでいる自治体もあるようですが、調べますと、ほとんどがうまくいってない。原因は分別に非協力で、要らないものが入る。堆肥に使った場合、逆に害になる。例えば、微小金属とか、そういうのがあると、そういう事例があるそうです。それは、図書館で借りてきましたこの生ごみ処理という、この本に載っておりますが、けど住民さんが意識をきちっとして、分別していただいてうまくいっているところもあります。ポイントは住民さんの分別意識。

それから2例目として、今、ゼロ・ウェイスト施策、これは去年、私が所属しました産業建設委員会で徳島の上勝町ですね、葉っぱの産業で始まっておりまして、五、六年前からやと思うんですが、多分、30分別ぐらいにして、ごみゼロの町にしよう。そのおっしゃいましたゼロ・ウェイスト、ウェイストというのは、野球のピッチャーが投げるウェイストボールと一緒に、余分なことですね、1球余分なボールを投げる、そういう余分なことをなくそうということで、調べますと、福岡の大木町というのが去年、ことしの春から神奈川の葉山町というところで始まっております。これもまだ全国で本当に数件、これはなぜかという、これも本当にいいんですが、住民さんの分別の協力以外何ものもないわけです。

それからあとは徹底したごみ有料化にして、有料やから、もうこれは高くつくから減らそうという、経済的にかける方法もあります。当町でもごみ袋が有料化、新しいごみ袋で、値段も上がりまして、多少ブレーキがかかっておるかもわかりませんが、そういう有料化の中でも調べますと、戸別収集にして、きちっとした有料になっている袋だけを持って帰る。袋がない場合は有料のシールを張れば、それも持って帰るというような取り組みをしているところもあります。

いずれにしろ、住民さんの協力がないと、この持続社会、ごみ処理に関してはできないというところで、これからの福崎のごみ処理をどうするのか、たまたま今回は電気式生ごみ処理機のことから、この質問をすることになったのですが、福崎の方針をきちっと明示して、住民さんに本当に分別の協力を得ていくように、息の長い取り組みをする必要が当然あるわけです。適当にお金かけて、適当に予算をつけてしておけばいいというものではないわけです。そうすると、お金がないというようなことになりますので、そのためには、3Rを基準にした処理について調べますと、平成19年6月に環境省が市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物システムの指針というのを出して、これが今の基準になっているようですが、この指針については認識しておられますか、課長。

住民生活課長 この指針、処理計画につきましては、調べております、近隣市町の動向とか、

そういったものも見ながら処理計画を検討していくということで考えております。

そして、ごみの、今3例、提案がございましたが、町としては、ごみの減量化は当然進めるという中で、ごみの有料化も検討しております。くれさかで共同処理という形をとっておりますので、姫路市とも歩調を合わせながら、今後検討していくというような形で考えております。

議 長 広岡史郎君の一般質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は15時40分といたします。

◇

休憩 午後3時25分

再開 午後3時40分

◇

議 長 それでは、会議を再開いたします。

広岡史郎議員 いろんな例も出したりして、ごみ処理のこれからの取り組み方を私なりに少し提言したわけですが、今も言いましたように、環境省の19年6月の指針が三つ出ておりまして、その一つが今言いました一般廃棄物処理システムの指針ということで、これは簡単に循環型社会システム指針と言われております。これを見ますと、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、市町村は次のような取り組みを行うことが適切であるということで、4点ほど、一般廃棄物処理計画への位置づけ、一般廃棄物処理計画の実施、一般廃棄物処理計画の評価、そして一般廃棄物処理計画の見直し、おおむね5年ごとの見直しという取り組みをするのが適切であると、命令ではないんですけども、環境省が出しています。それで、実は私、4月の政務調査費で調べてきたんですが、自治体のごみ管理ということで、今のこの指針をどうやってすればできるかという本が、ことしの3月に発行されておりまして、全く新しい、いわゆる民間、あるいはドイツなんかで取り入れてるベンチマーキングという方式でやるというような内容も出てるわけですね。これは今私も研究中ですが、できるという報告の本も出てるわけです。ということは、町としても、今現在は年度ごとの処理計画が出されていると思いますが、ぜひともこの長期計画をつくっていただいて、それに沿って、きちっと取り組みを進めていくと。どういう計画をつくるかは、また当然、さっき言った、どういう処理方法に向かうかということにかかわるわけですが、ぜひとも担当も含めて、これを取り組んでいかなければごみ処理は前に進まないと思うんですが、副町長。

副 町 長 町長が今議会におきます一般質問で、1年間のエッセイをお示しになりました。21年3月に自立の町という形で示されておりまして、本年、福崎町もこの自立の町を目指すというような形でまちづくりに当たっております。

今言われましたように、ごみの減量化等につきましては、当然我々も意識しますし、住民の皆様方にも、意識づけが大事かと思っております。そのような観点から、ごみの減量化を推し進めてまいりたいと思います。

広岡史郎議員 先ほど言いましたゼロ・ウェイストに取り組んでいる葉山町では、葉山町環境基本計画というのをきちっとつくって、セットで取り組んでいるところもありますので、こういうところと比較しながらいくというのが、いわゆるベンチマーキングという手法らしいですので、研究していただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問項目として、地球温暖化防止対策ということで、地球温暖化の危機と

というのは、ほとんどの人が認識されておりまして、先ほど福永議員から質問がありましたように、緑、その方から危機を感じる人もおられます。私の場合は、昨年5月に町内の企業の協賛を得まして、私が所属している団体で「不都合な真実」という映画会を上映しまして、その内容は、アル・ゴア前副大統領が世界的に温暖化危機の警鐘を鳴らす一つの役割が、アカデミー賞の長編ドキュメンタリー賞をもらって、地球的にあったのではないかと思います。

その中で、実は、温暖化のあの映画を翻訳されたのが、枝廣淳子さんという、大学の先生ですが、その先生が先日神戸に来られてまして、案内があつて話を聞いてきまして、その辺から質問させていただくわけですが、簡単に、数字的に整理しますと、いわゆる6種類の温暖化ガスと温室効果ガス、CO₂が約60%、メタンが20%、あとその他、ずっとあります。それで、二酸化炭素、いわゆる化石燃料を燃やすことで、産業革命以降、これを燃やして世界が発展したことで今の文明があるんですが、その引きかえに温暖化に私たちは入ってしまっているということになると思います。

それで、この数値ですが、いわゆるITCCの第4次の報告では、100年間で0.74度上昇しているというのは、もうきちっと報告されております。その0.74度でもう既に今の異常気象が発生している。このままの状態では二酸化炭素、CO₂が排出し続けたらどうなるか、50年後では、2から2.4度上昇というのがITCCの報告です。アル・ゴアさんの映画の中では、4度から6度、もっと上昇して、氷が融けて、世界の主要都市が水没するというシミュレーションも映画の中ではありました。その二酸化炭素の排出の量ですが、2005年度で266億トンと言われております。CO₂換算で。アメリカがそのうち22%、中国19%、ロシア5.8%、日本は約4.7%と言われてるんです。国民1人当たり直すと、アメリカ20トン、日本、ドイツ、イギリスなどは約10トン、中国は全体では多いんですが、1人当たりになると約4トン、インドで約1トンと言われております。それが、どこから出るかということでは、発電、電気から40%、ガソリン、車から30%で、その他、あと灯油、ガスとなっております。温室効果ガスの削減に取り組もうということで、いろいろ京都議定書も含めて、設定がされておまして、2008年から2012年、今の取り組みは本当ですと、これは1990年というのが基準になるんですが、マイナス6%になっておかなければならないのに、実質は、よく新聞にも載っておりますがプラス7%になって、ふえていると。そしてその次に、今から2020年の中期目標をどうするかということで、当初は1990年比マイナス14%でしたが、これをどうするかということが今政府の間で問題になってまして、先日、6月の初めに麻生総理大臣がこっだけ減らしますと発表されたのが2005年対比で15%減ということになりました。

これがここに、新聞の記事がありますが、世界で評価されるか、笑われるか、学者さんによっては、いろいろな、それぞれ声が分かれております。もっと減らさないと世界ではついていけないという声もありますし、産業界はこれでも厳しいという声もあります。そんな中で、20日、21日の2日間にNHKでシリーズ「セーブ・ザ・フューチャー」という番組があつて、私も時々見たんですが、見ていた幹部の方もおられるんじゃないかと思いますが、未来を抑制するとか、フューチャーは未来ですからね、いう番組で、温暖化をどう考えるか、温暖化、いわゆるCO₂削減をどう考えるかということで、いろんな立場の人、それぞれの産業界からの方が意見を言っておられまして、さまざまな考えがあるということですが、最後はエコ生活、省エネに向けて、各住民さんの取り組みが、ごみ問

題も一緒に大切だということで、それでは福崎の現況、福崎は今では、先ほど言いましたように、1年間に266億トン地球上で出していると、福崎で今、温室効果ガスを出しているのはどのくらいであるのか。それをまずつかまないと、住民さんにこんだけ減らそうという協力ができない。目標を出して、どういうふうで啓蒙していくか、町民に対してですね、産業部門に対して、あるいは町自身の取り組みはされていると思いますが、その辺について、抽象的な質問だと思いますが、福崎町のCO₂排出量と含めて答弁を求めます。

住民生活課長 福崎町全体での二酸化炭素の総排出量について、統計が古いんですけど、平成15年度の統計では、福崎町は23万9,000トンの二酸化炭素の排出量となっております。

そして、町民に対しては、平成20年度は町広報で地球温暖化対策のために私たちができることという形で、町の広報にシリーズで6回掲載しております。そして、住民に啓発し、今後ともこの内容を検討してPRをしたいと思っております。

そして、産業部門につきましては、平成20年度から工業団地に環境調査を実施しております。内容につきましては、一般廃棄物処分、産業廃棄物処分、資源ごみ処理、地球温暖化対策の取り組みについてアンケート式で集約をしております。

また、福崎町の取り組みとしては、第2期地球温暖化対策実行計画を20年3月に策定しております。基準日におきましては平成17年度、目標期間は平成19年度から23年度の5年間で、既存の施設のみで1.4%、削減量が2,713トンを2,675トン以上の削減を図る。そして、施設全体でも10.6%で2,798トンを3,095トン増に抑えるという形の計画がございます。そして、今現在取り組んでいますのが昼休みの消灯、冷房の低温度28℃程度、暖房であれば19℃程度、そして環境配慮製品については、積極的な導入を図る。そして、毎週水曜日には町職員のエコアクションデーを設定して定時に退庁、そしてごみの排出削減、分別の徹底によるリサイクルの推進という形で町の取り組みをしております。

広岡史郎議員 まず、福崎の排出量23万9,000トン、私も自分なりに姫路が930万トンということを知りまして、ということは、姫路は火力発電とか、かなり大きな工場もありますので、先ほど言いましたように、日本の平均が約10トン、それからいうと、約2倍ぐらいですね、930万トンを40何万人で割ると、1人当たり約20トン。福崎の場合は15トンぐらいはいくかなと思ったんですが、23万9,000トンということは、1人約12トン、だけど、現実に1人12トン、直接何もそこで出すんじゃなくて、車のかかわり、ガソリン、電気を出して行くわけですが、地球上に1人当たり、12トン出していると。じゃあ、電気こんだけ消すと、こんだけの炭素が減ったと、そういう実際に炭素に換算して言う取り組みも学校では一部始まっているのではないかとも思うんですが、そういう意識から、10トンも出してるんやという意識からやっていかないと、ただ自分がどのくらい出してるかわからないのではいけませんので、こういう数字を非常に大事にさせていただいて、提示していただいて、福崎としては20万トンに減らすんだというふうな呼びかけも大事ではないかと、この数字を見て、思います。

それで、じゃあ、それを具体的にどういうふうで減らすかということになると、いわゆるグリーン・ニューディール政策で、福崎でできることは、太陽光発電設置、ハイブリッド車の購入、あるいは電気自動車購入、それから今、ぼちぼちと家庭用燃料電池というのが出てきております。そのほかにも一般的な、庁舎内も含めた省エネですね、各家庭の。これが大事だと思うんです。

それで、先般の麻生さんの発表に14%を15%に1%上乘せし、太陽光発電にこれから補助をふやして、日本の1%を上げようということが載っております。その太陽光発電については、ことしから通産省の補助金も復活したということで、私も実は2月に早速申し込んでおまして、それが先日からやっと運転できるようになりまして、運転できるようになったら、雨ばっかしで発電してないわけです、ここ数日。そんなことから今回質問をしたわけです。福崎での太陽光発電の設置数、それから総発電容量ですね、それから、県内で設置に対して、今国の補助に追加して、兵庫県はないんですが、各自治体でも、県内で出しているところがあります。その数、金額、それから福崎として、将来、多少呼びかけの、火つけ役のもととして、補助を考えるかどうかを調べてほしいと申しておったんですが、答えをお願いします。

住民生活課長 今回の質問ですけれど、福崎での太陽光発電の設置数、それに発電総量ですが、平成18年度で115件、受給最大電力容量は373.2キロワット、総電力量のデータは18年度ございません。そして、19年度では127件で受給最大電力容量が408.1キロワット、受給電力量の総計では214.213キロワットアワー、平成20年度では145件で受給最大電力量は460.3キロワット、受給電力量総計では243.667キロワットアワーになっております。

そして、もう1点の質問、県内の自治体の補助メニューということですが、現在、単独で補助を行っている市町は、神戸市、尼崎市、猪名川町、稲美町、相生市、豊岡市、洲本市、5市2町でございます。今兵庫県の方はもう廃止ということになっております。

そして、町の補助メニューの設置等のことですが、福崎町では、同様の制度は当然ございませんが、福崎町の産業活性化緊急支援事業というのが産業課にございます。国として重複も可能で、上限が5万円の補助を行っておるということで、現在のところ、太陽光発電に限った補助制度創設については考えていないということでございます。

広岡史郎議員 さっきの生ごみ処理機と一緒に、これからもこういう設置数、これは関電と契約して、余ったものを売ることによって数がはっきり出てくるわけですから、こういうのもこれから評価される時代になってくると思うんです。できるだけ各家庭につけていただくということと、それから、こういう設置業者、福崎にはまだ多分、今ほとんどないと思うんですが、できるだけ町内業者にそういうPRを、私はたまたま紹介で宍粟の業者に設置していただいたわけですが、町内の業者でいうたらなかったわけですね。町内ですれば何百万になりますので、かなり大きな活性化になりますので、町内でそういう補助を出してするという、行政の後ろからの応援というのも必要ではないかと考えますので、ぜひとも検討をいただいて、例えば一般的な補助としては、国は今キロワット7万円、神戸、尼崎、豊岡では、たしか5万円ぐらい。ということで、5キロすれば20万円、加西の場合は、今の5万円だったと思うんですが、そういうことがありますので。業者に聞くと、地元でそういうのがあれば、人に勧めやすいという声も聞きましたので、検討をお願いしたいと、求めておきます。

それと、きょうの神戸新聞に少し載っておりましたが、21年度の補正予算でいろいろな取り組みがあると、追加経済対策で、国からの自治体向けに補助する、地域活性化とか、公共投資臨時交付金というのがあって、福崎町は、Cですので、9月議会で、今検討中に出すと、これは向こうから、こんだけ交付されるので考えてほしいというものだと思うんですが、実は、それ以外に調べますと、そのほかの各省の予算としまして、例えば、通産省ですか、新エネルギー促進協会にな

りますが、21年度地域新エネルギー等導入促進事業ということで、公募要領ということで、平成21年6月、今募集されております。これは、応募しないと出ないものです。そういうニューエネルギーに対しては今どんどん補助メニューもあります。あるいは、文部科学省ではスクールニューディール構想ということで、これは21年6月16日、つい先日ですが、塩谷 立文部科学大臣からのコメントで、先般成立した平成21年度補正予算においては、国庫補助に必要な予算として、約4,900億円、文部科学省であると。これを受けて、すべての地方公共団体において学校耐震化、あるいはエコ化、太陽光発電ですね、屋上でのICT化に取り組んでいただくようお願いいたしますというコメントも出たところです。こういうのもどんどん活用していただいて、これは応募しないと出ないわけですから、積極的にこういう方にも取り組んでいくべきではないかと思うんですが、この点について、企画財政課長、どうですか。

企画財政課長 ご指摘の、地域市民エネルギー等の導入につきまして、当然そういった応募をすればいただける可能性もあるんですけども、そういう新しい施策に取り組みますと、町の行政のPRという面では、非常に効果があるかと思えます。

ただ、非常に厳しい財政状況の中では、どうしても費用対効果ということも考えなければならないので、そういった導入につきましては、ちょっと慎重にならざるを得ないかなと思います。

それから、スクールニューディール構想等につきましては、これはもう情報につきましては、教育委員会の方で持っておりまして、いろいろ検討しておるところでございます。個々の内容について、今現在、県の教育委員会と協議をしている段階でございますので、ある程度決まりましたら、また9月補正等に計上していきたいと考えております。

広岡史郎議員 100%補助じゃなくて、大体が2分の1補助というところもありますので、取り組みも大変だと思いますが、こういうことも含めて、住みよい快適な福崎町ですよというのをつくっていくのも一つのPRですので、福祉関係の補助もいいんですが、こういう方にも、環境的にいい町というPRも必要ですので、検討していただきたい。

それをするのに、実は、町の事務分担、環境係のところやと思って、見ても、地球温暖化防止に関することという項目がないわけです。こういう時代ですので、ぜひとも環境係にこういう調査研究も非常に大事ですので、地球温暖化防止に関することという一つ項目をぜひつけ加えるべきではないかと思うんですが、副町長。

副町長 本年、事務分担も含めて見直すこととしておりますので、その中で検討を加えさせていただきたいと思えます。当然、入るべき事項だと思っております。

広岡史郎議員 それで、これにつきましても、ごみと同じく、基本計画というのもつくって、取り組んでいく必要があるのではないかとということで、ここに緑の経済と社会の変革ということで、ことしの21年4月20日の斉藤環境大臣の発表のものが、斉藤さんというのは非常に偉くて、もっとせえ、もっとせえと、削減をということで、かなり先日の麻生さんの15%の発表のときも、突っぱねたというのが新聞に載っておりまして、環境大臣として役割を果たしておるんじゃないかと。この中に、先ほどの森林のことも含めて、いろいろ取り組んであります。こういうことも含めて、環境基本計画というのをぜひとも、早急につくっていただいて、町の方針を明示して、住民さんと一緒にその意識づけを上げながら取り組んでいくと、ごみ問題、温暖化問題は同じような問題だと思いますので、副町長は先ほど休憩時間になかなか難しいというようなことも言われたんですが、今からでもこ

れをやっつけていかないと、前へ行かない問題ですので、最後は、お金で片づけるいうことになれば、予算がない、財政が苦しいになってしまいますので、その辺を考えていただいて、前向きの取り組みを進んでいくように要望しておきますが、最後に町長。

町長 重要な課題でありますから、今さっきからずっと提示しておられる内容につきましては、もう既に私たちも資料を持ちまして研究をしているところであります。できるところから、先ほどの福永議員への答弁にもありましたように、重要な課題でありますので、取り組んでまいりたいと思います。

広岡史郎議員 議会としても、議員としても非常にこれはまだまだ勉強していくことだと思いますので、こちらも勉強しますので、行政の方にも前向きな取り組みを求めて、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、広岡史郎君の一般質問を終わります。

次、7番目の通告者は宮内富夫君であります。

1 危機管理について

2 里山公園なぐさの森、青少年野外活動センターについて

以上、宮内議員どうぞ。

宮内富夫議員 通告の順番に従い、議席番号3番 宮内富夫、議長の指名により一般質問をさせていただきます。

今回は、危機管理について、里山公園なぐさの森・青少年野外活動センターについての2点でございます。

私も改選により、2期目となり、町民の負託にこたえるべく、初心に返り、リセットをいたしまして、議員として精励してまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、順番は、危機管理となっておりますが、里山ふれあい公園の方について質問をさせていただきたいと思います。議員の役割であります提案とチェックというような形でしていきたいと思っております。

里山ふれあい公園なぐさの森は先月の5日、田口地区と高岡スポーツクラブにより、里山ふれあい公園なぐさの森のオープン記念イベントがあり、田口地区並びに高岡地区の大勢の方々が遊歩道のハイキングを楽しまれました。今後、この施設が起爆剤となりまして、多くの人がハイキングや野外センターを利用されることを望んで質問させていただきます。

まず1番ですが、今、七種の山へ行きますと、大変多くの看板、案内板がございます。それにつきまして、ひとつ検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

環境美化区域、七種クリーンの看板ですか、それがありますが、この区域いうところはどの範囲で、いつごろ決められたのか、説明をお願いします。

産業課長 七種山の環境美化区域の案内板が掲げられているということでございますけれども、環境美化区域につきましては、兵庫県の条例によります環境の保全と創造に関する条例の第125条によりまして、公園、道路、キャンプ場、その他の公共の場所におけますごみの散乱を防止するために、公共の場所及びその周辺の区域のうち、環境美化区域として、また特にこの七種につきましては、七種の区域を七種クリーンゾーンとして県が指定しているものでございます。看板に掲載されております道路、河川、施設の周辺50メートルの区域を指定しているものでございます。

宮内富夫議員 あの看板に、金剛橋から奥がずっと書いてあるんですけども、看板から50メートルといいましたら、看板と案内板と、区域の距離が少し合っていないのかな

と感じますが、いかがなものでしょうね。

産業課長 看板の中におきましては、今、議員が言われたように、金剛橋から南側も表示はされておりますけれども、金剛橋から北側の七種の山の方向が指定されたものでございます。

宮内富夫議員 次に、森林浴、県の指定の森林浴の案内板、看板もあると思うんですけども、これは七種全体かと思うんですけども、この範囲、森林浴の看板について、説明をお願いしたいんですけども。

産業課長 森林浴の看板につきましては、ちょっと理解していません。

副町長 森林浴50選に選ばれたのは、多分昭和の終わりあたりだったと思います。まちづくり事業で昭和60年から野外センター付近を遊歩道等を整備した、その段階で選ばれたものであります。

宮内富夫議員 今の美化区域とか、森林浴とか、重なって、七種にはいろんなものが指定されております。七種山自然公園案内図という案内板があるわけですが、これは、山門の隣にあります。自然公園という言葉は、町の広報とか、そういうものでは余り出てこないわけですが、この名称はどのようにしてつけられたのか、説明を求めます。

産業課長 山門の横にございます看板につきましては、福崎町が昭和62年度の県の自治振興事業、七種山緑の回廊事業によりまして設置をしたものでございます。先ほどから出ておりますけれど、昭和59年に兵庫森林浴50選、また昭和60年には近畿観光100選の一つに選ばれたこともありまして、七種の山自然公園として案内図を設置したものでございます。

自然公園の名称につきましては、自然公園法等による指定等は受けておりません。補助事業申請用として用いたものでございます。

宮内富夫議員 法律の自然公園法ですか、それには指定されてないと、町独自が事業を起こしてつけた名称だということに理解をさせていただきます。山門の近くに仮設トイレが二つあるわけですが、それが非常に傷んでいる。あけてみましたら、もう使えないというような状態でございます。自然を親しむ、そういうところに人工の異物がありましたら、非常に目につくというようなことで、早急に撤去というようなことは考えられておられるのでしょうか。

産業課長 山門の北側にある古い仮設の便所のことだと思っておりますが、山門の南側に観光協会が今管理しておりますトイレがございます。それが建設されるまでに仮設トイレとして置かれておったものと推測されますけれども、今のところ、取り除くという計画はございません。しかしながら、議員が言われますように、こういった公園の中におきまして、周りとはマッチしてないという状況から、撤去等については考えていきたいと考えます。

宮内富夫議員 私、この質問するに当たり、七種の滝のところまで行ってみたんですけども、ハイカーの方に、あのトイレはどうも似合わない、非常に見苦しいというようなことを言われましたので、できることなれば、早く取り除いていただけないかと要望をしておきます。

それと同時に、今、観光協会が管理されているトイレと言われましたけれども、女性用というんですか、大使用というんですか、その便所の戸があかなかったこともあわせて報告しておきます。

それと、七種の滝の最終駐車場というんですか、鳥居のある手前でございますが、そこから左寄りに遊歩道があります。滝見台、隠れ滝の案内板があります。この案内板のすぐ奥に、もう見えるところですが、落石のために立入禁止となっております。いつごろから通行止めになっておりますか、また復旧のめどはあるのでしょ

うか。あれば、いつごろになるのか。せつかくつくった遊歩道ですから、復旧をお願いしたいんですけども。

産業課長 七種の遊歩道につきましては、平成16年の台風23号により、風倒木とともに一部が被災し、通行止めとしております。風倒木事業によりまず復旧事業に際しまして、森林組合等が作業道として、また職員の直営によりまず一部を復旧はしているものの、子どもたちが通るには危険であるとのことから、通行止めとさせていただきます。よろしくお願いいたします。ところでございます。

早急に復旧をしたいと思っております。今般の厚生労働省のふるさと雇用再生基金事業におきまして今年度に復旧しようと計画しているところでございます。

宮内富夫議員 この道は滝の上まで上がれる道と私は理解していますが、それから滝の上へ上がって、七種山の頂へ上がっていく道かと思うんですけども、今、七種山へ登山するとなれば、滝の横を通過して上がっていかねばならないという現状かと思えます。あそこは非常に急なところで、危ないですので、こういう遊歩道を早く直していただきまして、だれでもが七種山の頂、つなぎ岩まで登山できるように、安全で登山できるようにお願いをしたいと要望しておきます。

それと、今月の福崎の広報紙に七種山案内標識整備の記事が載っていました。山の会、観光協会のご努力に感謝申し上げます。七種の山も広く、登山道も長く、危険な場所もあります。過去には遭難者も出ました。侮れない山であります。七種山、七種槍の縦走コースの登山者もふえてくることと思えます。野外センターに近い七種槍の付近では、登山道の未整備と案内板が少ないように感じます。登山道の整備と案内板の設置を望むものでありますが、そのような計画はございませんか。私もここは5月4日、ちょうど私の誕生日でして、60歳の記念にここを登って見たわけですけども、非常に幅が狭くて、がけで、急なところがあります。また、トラロープが張って、それで登っていくようなところもございます。このロープがもうひとつ、素人がつけられたような感じでございますので、もしもそういうのを頼りに、登山者がおられたら危険かと思えますので、登山道の整備ということに関しても、ひとつ非常に高くて難しいことかと思えます。なぐさの森がオープンしましたら、そういうところへ登られる方もふえてこようかと思えますので、このような案内板、登山道、そしてここが金取岩だというような場所、そういうような看板、案内板を望むものでありますが、こういうことに対しては、いかがなものでしょうか。

産業課長 案内板等につきましては、平成20年度で七種の太鼓橋下の駐車場から山頂、また山頂から七種の槍への縦走コースにつきましては、福崎町山の会が町の助成、また観光協会の助成を受けて、木製の案内板を10カ所設置されました。平成21年度につきましても、引き続きご協力を得て、七種の槍から岩尾根を通り、今言われました金取岩、またなぐさの森、野外センターにおいてくるコースについて案内板の整備を進めていきたいと考えております。

また、今言われましたようにロープ、また途中にくさびが張られている部分もございます。また一度点検を試みたいと考えております。

宮内富夫議員 ありがとうございます。ひとつ事故が起きないように、いい整備をお願いしておきます。

次に、青少年野外活動センターは、後期基本計画ではスポーツ・レクリエーション施設として位置づけられております。入り口の看板を見ましたら、野外活動を通じて青少年の健全育成となっております。教育施設かと感じるわけですが、現況の利用者はどのような、野外活動センターとか、レクセンターとして利用されているのか、そのあたりはわかりましたら、説明をお願いいたします。

社会教育課長 後期基本計画では、第2節で文化・スポーツの育成で、スポーツ・レクリエーション施設の整備について、ここで七種山周辺地での野外活動施設の充実・整備をうたっています。これは、先ほど宮内議員が言われたとおりでございます。

同様に、第1節に学習と教育の充実というところがございまして、そこに青少年の健全育成の推進がございまして、その中に、青少年の学習機会を提供するというところで青少年野外活動センターの有効利用をうたっておるわけでございます。教育委員会としましては、特に青少年野外活動センターの設置目的が野外活動を通じて青少年の健全な育成を図るというのもございまして、事業展開もこれに基づいて実施をしております。

今の利用の状況ですが、平成20年度実績で、いわゆる一般、家族連れで約65%でございます。学校関係で15%、子ども会、ボーイスカウト、スポーツクラブで約12%、役場関係の事業で8%と、以上のような形になっております。

宮内富夫議員 家族連れが65%、家族連れとか、会社の友人等の方もいらっしゃると思いますが、このような方は、比較的焼き肉、バーベキューとか、グラウンドのところにブルーシートを敷いて、花見とかいうようなことで、レクセンターの要素の方が私は強くなってきているんじゃないかと感じているわけです。当然、学校関係、教育施設にいたしましたら、非常に活動範囲も狭く、利用者も少なくなってきております。後期計画ではレクリエーション地域というような位置づけもなされておりますので、もう一度この辺の整合性を考えて見られてはいかがなものかと、利用者と野外センターの目的の差があるんじゃないかと、今利用されてる方の現状と、野外センターの設置目的と差があるんじゃないかと思いますが、そのようなことは感じておられますか、それとも全く感じておられてないかと、このようにお伺いするわけですけど。

社会教育課長 今、ご質問いただいた件でございます。特に、青少年野外活動センターといいますものは、昭和47年にできまして、平成10年前後に管理棟、また山小屋等をつくりまして、管理形態も大きく変わってきております。そういった社会の中でも、当初つくられた野外活動に対する考え方も変わってきておまして、今、議員が言われましたように、昨今のキャンプ場を見ましたら、アルコールは当然そこで販売してはいないんですけど、持ち込みをされて、バーベキューをされるというような方もたくさんいらっしゃるわけでございます。しかしながら、あえてそういう規制はかけていない現状でございます。それは、そういった社会、時代の変遷の中で、利用者の良識に願いますという方向で今は考えております。今言われましたように、利用形態を見ますと、そういったお客さんもいらっしゃいますが、当然、学校関係、またスポーツクラブ、子ども会の利用も、当然今、教育委員会の方も減免等を含めまして、使っていただいております。そういったところを考えると、特に野外活動センターというところは、地域の方にも愛される施設でございますし、また地域に密着した施設でもございます。景観も非常に美しいようなところもございます。そういった中で、条例を改正して、現況に合わせて、いわゆるキャンプ場というような形で条例をつくっていくというようなことも考えられるわけですが、青少年の健全育成施設だということで、地域にも愛されるし、きれいな景観を保っているというようなところです。言われることはもっともなんですけど、今のところ、そういったことは考えておりません。

宮内富夫議員 私は何も、今の現状の運用でいいと思っているんです。ところが、実態とかけ離れているということがありますので、これは一番最後に私の提案として、また考えていきたいと思っております。

その次に、野外活動センターは、春から夏、秋の紅葉の時分までですか、この間の利用者は多いんですが、閑散期、12月から3月ごろまでの間は、非常に利用者が少ないというようなことで、その利用者の増加策という手だては何か考えていらっしゃいますか。

社会教育課長 議員ご指摘のとおり、現在、5月、7月、8月で大体6割の利用者でございます。今、12月から2月にかけては、約4%の利用になっておるわけでございます。残念ながら、冬の間は宿泊をしたいというような申し込みの電話もございますが、宿泊するには一応山小屋とテントしかなく、山小屋に暖房設備もない旨を伝えますと、キャンセルされる方もいらっしゃいます。役場としましては、そういった冬季につきましては、日帰り客を何とか確保するというのも一つの方法かと思うわけですが、手だてとしましては、町の広報で、去年は1月に掲載させていただいたんですが、バードウォッチング、また、木の実拾いですか、そういったことで呼びかけたり、また小学生を対象に、冬の間は天体観測、土器づくりなどをやっております。

宮内富夫議員 冬に寒いところへ、なかなか人が行かれないというようなことは、よくわかります。今も言いましたように、あくまでも教育施設とこだわってれば、冬場の利用者がなかなか見込みにくいと思いますので、今の形態を考えていって、何ぞいい手だてはということでございます。

それと、今、バードウォッチングとか、土器づくりとか、そんなことを言われたわけでございますが、青少年野外センターの利用者の増加策として、ホテル鑑賞会みたいなものをされているそうでございますが、どのようなイベントをされておられるか、またせっかくなぐさの森ができましたので、それを生かしたような、何ぞイベントは考えられないものかというようなことを考えておりますので、そういう手だてがありましたら、説明を求めます。

社会教育課長 教育委員会におきましては、施設の設置目的が野外活動を通して青少年の健全な育成を図るということで、そこからいろんな事業を展開させていただいております。教育委員会の事業としまして、まず生活塾シリーズというのがございます。これは、今年度は7月19日に、ふれあいワンデー生活塾といたしまして、小学校低学年50人、それとおじいちゃん、おばあちゃん10人、日帰りですが、ご飯づくりや工作を通しまして、野外活動なり、子どもたちの心を育てる教育をするということで実施しております。

小学校の高学年を対象に、ことしは7月25日、26日の土日で実施します。これは、アウトドア生活塾といたしまして、1泊2日のキャンプでございます。

それから、6月28日、後先になりましたが、カヌー教室を来週ですか、来週の日曜日、小学校高学年から中学3年生までを対象で予定をいたしております。

また、歴史探検隊ということで、小学校5年、6年の50数名の歴史民俗資料館がやっておる事業ですが、そういった中で、埴輪とか勾玉をつくったり、あとカレーづくりなんかをしております。冬には、先ほど言いました真冬の天体観測などを予定いたしております。

それから、里山公園が20年度にできたということで、それを生かしたイベントでございます。初めに、宮内議員がお話しされてましたように、教育委員会の後援事業としまして、5月5日、高岡スポーツクラブと田口地区合同のイベントで、散策道を歩かれたり、植樹をされました。

それから、町事業で、今年度、毎年11月23日に歩こう大会がございます。今年度は福崎西地区になっておりますので、その歩こう大会のコースに、今回の遊歩道をぜひとも入れていただきたいと今お願いをいたしております。

それから、野外センターのパンフレットを今年度つくる予定をしております、その中に、里山の公園を紹介させていただきたいと考えております。

宮内富夫議員 いろいろなイベントを考えていただきまして、ほかの事業等も取り組みまして、1人でも多く野外活動センターへ行って、利用してもらう方法を考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

それと、なぐさの森の遊歩道ですが、入り口は奥池のところからフェンスがありまして、別になっておりますが、最終地点ですか、まあ反対から回れば、出発地点になるんですけども、池の方から行けば、最終地点が七種の野外センターの中へ入ってしまうというようなことになっていると聞いております。当然、そのような方には入山料いうんですか、それはもらっていないと思いますが、どのようになっていますか。

それと、今後、どのように考えられておられますか。

社会教育課長 遊歩道の里山公園が整備されたときに、前々年度ぐらいですが、設計業者、また産業課、財産区等の打ち合わせがございました。里山公園につきましては、県の事業でやるので、お金を取ることができないということが既に決まっております。それで、場所も既に野外センターのすぐ隣に決まっておりますので、そのすみ分けといいましょうか、区分けというのは非常に問題になったわけでございます。奥池の堤防が通路の入り口になっているわけですが、当初はその間に金網を張るというのがあったんですが、景観上、非常に好ましくないということで、越せば、すぐ入れるんですが、擬木で垣をつくっております、歩いていった入り口に階段があって、そこに、この野外センターは有料施設ですと、使われる場合は事務所の方でお金をお支払くださいというような形で一応表示をしております。

それからまた、今言われましたように、山からおりてきたときに、また野外センターの方に入るわけですが、そこにもそういう表示をしております。これは、どういう形で実施をするかというようなこともあったんですが、野外センター自体が、ああいう山の中の施設ということで、当然、今まででも七種の滝へ行かれる方がおトイレ貸してと言われたときは、こういったときは、利用料は取っておりません。そういうこともありまして、これは利用者の規範意識といいましょうか、マナーに任せるしかないなということで、そういう掲示板をみんな目にとまるところにつけて対応をさせていただきたいと思っておりますし、当然その後、バーベキューをされるとか、山小屋を使うというようなことでしたら、また管理人の方の目につくような場合は当然声をかけていただくというふうに考えておりますが、今後の対策としましても、そういった看板というか、掲示板だけで対応するという方向で今考えております。

宮内富夫議員 実際、ハイキングとか、山に行かれて、トイレにお金を払うというようなところは日本国じゅうないと思うんですね、当然、そういうような方には無料で使用されてもいいんじゃないかと、私は考えるわけです。それをするには、今最後に提案になるわけですけども、さきに触れましたように、福崎町の七種の、奥池からでもよろしいですし、金剛城寺からでもよろしいですけども、七種自然公園という形に位置づけられていただきまして、そして公園の中の観光地としての七種の滝とか、雌滝とか、つなぎ岩とか、そして七種山、七種槍、薬師岳、七種三山とか、そういうところのスポーツ施設として、そして七種の野外センターは公園の中の教育施設だというように位置づけただけであれば、公園の中の公設トイレは無料でも特に問題はないのではないかと、私は考えるわけですね。そのように位置づけられて、大きな包みを持って、七種山自然公園というような形にとっ

ていただければいかがなものかと、私はこういうように提案するわけですが、町長、いかがなものでしょうか。

町

長 私はその考えはいい考えだと思います。ですから、教育施設は教育施設、山下課長が申し述べましたように、登山者のモラルというんでしょうかね、そういう良識に訴えるということではないかと思えます。と同時に、この自然を守り、野外センターを維持していくということで、しっかりとした募金箱ぐらいはつくって、ご協力を仰いでもいいのではないかなという気はいたします。何でも私は募金ですが、皆さんの善意、強制ではないんですね。やっぱり美しい自然を守ると、ごみは残さないという、自立のまちづくりという、そういうところから、そういったことも考えてもいいのではないかと思っております。

ですから、なかなかあそこバリケードして、あそこだけ孤立させるというわけにもまいらないだろうと思えますから、高岡の里、七種の里全体の中で、大きなあそこの大自然そのものをしっかりと情報発信していくということでいいのではないかなと思っております。

宮内富夫議員

今、町長からそのようなお言葉をいただいたわけですが、私も公園というような形でもっていただきましたら、今の募金箱を置いて、トイレとか、ごみとかいうようなことでは、非常にいい考えと思えますし、一番初めにいいました美化区域も、看板から50メートルと、そんな小さなことを言わずに、県へかけあって、奥池から七種の山全体が美化区域というような考え方を持っていたり、いろんな大きな取りまとめをお願いしたいということでございまして、今、初めにたくさん述べましたように、看板でございしますが、その看板も駅前にあたり、役場前にあるような、総合的な大きな看板を1枚つくっていただきまして、ここは美化区域だと、森林浴場だとか、それで七種山自然公園とか、七種自然公園とかいうような大きな看板を一つつくって、ここらを一まとめにしたようなPRいうんですか、利用者、スポーツ、レクセンターに、また観光名所として、位置づけていってもらいたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それと次に、もう時間もありませんので、早くやっていきたいと思えます。

危機管理ということで質問させていただきます。

4月より北朝鮮による長距離弾道弾ミサイル、テポドンの発射、自国では人工衛星と発表されておりますが、また5月には新型インフルエンザの発生、6月に入りますと、北朝鮮が核実験を行い、マスメディアによりましたら、中距離弾道ミサイルの発射準備にかかっているとか、このような報道もなされているわけですが、非常に人為的なことで危険度があるんじゃないかというように考えます。町民の命と暮らしを守り、安全・安心の町政ということでございまして。非常時のときこそ、町長、福崎町の行政手腕が問われるものではないかと私はこのように思っております。今までに経験のない事態の発生となり、危機管理が一層重要な行政課題となってくるのではないかと感じております。新型インフルエンザは、さきにも大勢の方がされましたので、やめておきます。

ちょっとだけですが、国民保護計画というのが19年3月につくられております。このようなことは、ほとんど今まで考えなかったんだというようなことで、冊子も開いたことがないというような感じでおりましたが、4月4日から4月8日の間に日本海に向かって弾道ミサイルを発射すると、東北方面の方を通過するんじゃないかと、このようなことがありまして、日本の国、また、その付近の県では非常に危機感を強めたわけでございます。福崎町では、この間、どのようなことを対応されていたのか、また近隣市町ではどのような対応をされていたのか、また4月5日に、ミサイルが発射された日ですが、本町ではどのような対応がと

られたのか、また県並びに近隣の市町村ではどのような対応をされていたかというのがわかりましたら説明を求めます。

住民生活課長 今質問の、北朝鮮の弾道ミサイルの発射ということですが、これにつきましては、4月2日と3日の2日間ですけれど、官邸から、危機管理センターから全国一斉にMネットという情報通信ですけど、総合ネットワークシステムになります。これは、光回線で、LANで情報が入ってくるんですけど、これについてのMネットの臨時導通試験が行われております。北朝鮮からの飛翔体の発射に関する情報伝達、収集体制の確認等を行っております。それ以外につきましては、防衛省や総務省の消防庁及び県からの電子メールや衛生ファクス通信等について情報確認をしております。

その間、兵庫県並びに近隣市町での対応ですが、兵庫県は北朝鮮の飛翔体発射の事前情報が入って、3月14日と4月2日の2回、危機管理連絡会を開いております。姫路市におきましては、事前対応として、北朝鮮の飛翔体発射事案の初期の段階から情報収集に努め、消防局長へ随時報告していたということで、3日には、姫路市国民保護警戒対策会議が開かれたそうです。当会議には部長クラスが出席し、経緯、概略説明等が行われたという形でございます。

そして、当日の4月5日の発射された当初の動きになりますけれど、主に官邸から発信される緊急情報を実施する緊急情報ネットワークシステム、Mネットの対応のために、4月4日の土曜日から5日の2日間、国民保護計画による危機管理対策部というのが保護計画にうたわれておりますけれど、総務課と住民生活課の両課で数名、庁舎内で待機をし、情報収集の体制をとっております。

近隣市町はどうだったかということですが、県では4月4日には24名、翌日には18名の職員が兵庫県災害対策センターに待機し、Mネットや衛星通信を通じて国から発信される情報収集、県下の消防機関や市町村への伝達情報に当たったということで、姫路市も待機し、情報収集に当たり、近隣の市川、神河も、庁舎内に危機管理部局の職員が待機したと確認しています。

宮内富夫議員 福崎町も消防業務は姫路市に委託しているわけでございます。こういう災害、防災のときには消防が主力となって動いていただけることが絶対的に必要かと思えます。姫路市がそのような訓練をされた、対策をとられたということになれば、福崎町も、できたら同じような歩調を合わせたような訓練なり対策をとっていただきたかったなど、私はこのように思うわけですが、今後ともいろいろと、次々と予想されることがありますので、今後このようなことを考えられておられるのか、もう全く考えていないのかということをお尋ねいたします。

住民生活課長 4月5日のミサイルの発射報道につきましては、東北地方ということで限定をされておったということで、今後どういった形で、そういった人災になりますけれど、起こるかわからないという中で、町の危機管理体制の確立や危機管理意識の向上が必要ということで、再度国民保護計画を精査しまして、同計画を町職員等に周知徹底をするということと、訓練につきましては防災訓練等やっておりますが、防災訓練等で住民にはこういう保護計画があるというようなパンフレットとか、チラシ、そういった形で啓発をしていきたいと考えております。

宮内富夫議員 姫路市のホームページを見ましたら、国民保護計画の防災のところで載っているわけですが、福崎町も国民保護計画、そんなに難しいことがあるし、こういうのを載せますと、町民の危険度を余計にあおるというような側面もあるかと思いますが、こういうようなこともあるんだと、福崎町にも、国民保護計画という防災上のものがあるんだということをホームページに載せる考えがあるのか否かということをお尋ねいたします。

住民生活課長 ただいまのホームページ等に掲載はどうかということでございますが、保護計画がどういったものかというのを理解していただくために、町民向けの国民保護法の概要説明等になりますが、ホームページ等で掲載をしたいと思います。

議 長 あらかじめ時間の延刻をいたしておきます。

宮内富夫議員 それと、この計画書を読んでおりましたら、現在ない名称とか、空席の役職者の方がいますので、ここらを整理していただきたいと要求しておきますので、この国民保護計画につきましては、これで終わらせていただきたいと思えます。

それと、危機管理といたしまして、新型インフルエンザということでございます。冒頭に言いましたように、これは大勢の方がされますので、私は行わないということでございますが、非常に私も勉強不足だったんですけども、法定伝染病というのがなくなりまして、今は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染新法というんですか、こういう法律ができてきているということでございますが、この法律の目的と理念とか定義、そういうことについて、時間がありませんので簡単に説明をお願いできませんでしょうか。

健康福祉課長 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これが1999年4月1日に施行されております。この概要でございますが、感染症の危険が高い順番に1類から5類、またこのたびの新型インフルエンザについては、新たに新型インフルエンザ等感染症として、改正をしております。また、鳥インフルエンザにつきましては、第2類という感染症ということで、改正もなされております。これは、感染症が起きたときに、都道府県または保健所を設置している市町が行う感染に関する予防法に関する法律でございます、そういった事項が掲載をされております。

宮内富夫議員 この法律はほとんど都道府県がするべきものかと、健康センターですか、昔の保健所を通じてされることかと思うわけですけども、市町村でなすべきこととか、役割とか、そういうものがありましたら、今のまた新型インフルエンザ、これが新しくつけ加えられたわけですけども、こういうことは、新型インフルエンザにつきましては、大勢の方が聞かれましたので、例えば2類のコレラが発生したとか、そういうことがもしもありましたら、町とすれば、どのような対応とか、またその感染予防に対する役割があるのかということの説明願いたいんですけども。

健康福祉課長 この感染症法におきます町の対応ということでございますけれども、基本的にはそういった感染症が発生しますと、情報の公開ということで、発生した状況とか、予防とか、そういった情報を収集します。町内でそういった感染症が発生いたしますと、福崎保健所の指示によりまして、汚染された場所の消毒を行うということになります。

宮内富夫議員 危機管理いいましたら、非常にあってはならないことでございます。そして、即時の対応が必要かと思えますので、今の質問をいたしましたように、そういうのを訓練していただきますとか、こういう事項については、いろいろと福崎町の対応策を検討していただくとか、そういうことで町民が安全で安心に暮らせるような安心なまちづくりは、危機管理というのが一番大事かと思えますので、よろしく願いまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、宮内富夫君の一般質問を終わります。

本日的一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程をすべて終了することになりました。

あすは、8番目の通告者、富田昭市君からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会することにいたします。皆さん、お疲れさんでございました。

散会 午後 5 時 0 0 分